

令和2年第4回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

令和2年6月17日(水曜日)

開 会 9時00分 ～ 散 会 14時37分

議事日程

開会 令和2年6月17日(水) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 阿武町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号 阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号 阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号 阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 日程第8 議案第5号 令和2年度阿武町一般会計補正予算(第3回)
- 日程第9 議案第6号 令和2年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)
- 日程第10 議案第7号 令和2年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第1回)
- 日程第11 議案第8号 令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第12 議案第9号 令和2年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第13 議案第1号から議案第9号までを委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(7名)

議席番号

| | |
|--------|-------|
| 1番 | 市原旭 |
| 2番 | 池田倫拓 |
| 3番 | 伊藤敬久 |
| 5番 | 清水教昭 |
| 6番 | 田中敏雄 |
| 7番 副議長 | 中野祥太郎 |
| 8番 議長 | 末若憲二 |

欠席議員 なし

欠員 1名

説明のため出席したもの

| | | | | |
|----------------|---|---|---|---|
| 町長 | 花 | 田 | 憲 | 彦 |
| 副町長 (総務課長事務取扱) | 中 | 野 | 貴 | 夫 |
| 教育長 | 能 | 野 | 祐 | 司 |
| まちづくり推進課長 | 藤 | 村 | 憲 | 司 |
| 健康福祉課長 | 羽 | 鳥 | 純 | 香 |
| 戸籍税務課長 | 工 | 藤 | 茂 | 篤 |
| 農林水産課長 | 野 | 原 | | 淳 |
| 土木建築課長 | 高 | 橋 | 仁 | 志 |
| 教育委員会事務局長 | 藤 | 田 | 康 | 志 |
| 会計管理者 | 近 | 藤 | | 進 |
| 福賀支所長 | 佐 | 村 | 秀 | 典 |
| 宇田郷支所長 | 水 | 津 | 繁 | 斉 |

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 俣 | 野 | 有 | 紀 |
| 議会書記 | 矢 | 次 | 信 | 夫 |

開会 9時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月に入り早くも17日を迎える事となりました。そんな中、議員各位におかれましては阿武町議会第4回定例会に応召ご出席ありがとうございます。

さて、皆さんご存知のように一昨日夕方5時30分過ぎに驚くとともに嬉しい一報が入りました事をご承知の事と思います。河野防衛大臣が山口県と秋田県に進めていました地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の配備計画の停止を発表されました。この計画に反対を表明しております花田町長、阿武町民の会の皆さん、また、建設反対の請願を採択しました議会にとっては少しばかり気持ちに安心感が出てきたと思います。何故少しばかりかと申しますと、配備計画の停止であって白紙撤回ではないという事です。停止をすれば、いつまた前に向いて進みだすか分からないと思うからであります。本日の一般質問でも「イージス・アショア」について質問がなされます。改めて町民に対して町長の考えが示されると思います。

6月11日には山口県内が梅雨入りしたとみられるとの発表がありました。平年に比べると6日遅いのですが、昨年にと比べると15日早いとの事です。阿武町では13日、14日と大雨警報が出るような雨が降りました。また、昨年も台風による豪雨が全国各地で降り、河川の氾濫などの被害が多く発生し多くの国民の皆さんが被災されておられます。今年は、そのような豪雨が来ない事を祈っておりますと同時に、今まで以上の対応策を行政、また議会、そして町民でしっ

かり作り上げていかなければと強く思うところであります。

さて、昨年末から猛威をふるっております新型コロナウイルス感染症であります。緊急事態宣言が全国で解除となりました。しかしながら、全国の経済の落ち込みはリーマンショックを上回るものであります。国においても第1次補正予算に続き、第2次補正予算が成立する運びとなっております。それにより多くの対応策が設けられるわけですが、阿武町といたしましても5月1日、6月1日に臨時議会を開催し、町独自の町民に寄り添った対応策が決定されております。1日も早い経済の復興が望まれていますが、ここにきて東京をはじめ夜の繁華街を中心に第2波の感染が増えてきております。今一度自分は移らない、他人に移さないを実行して欲しいと思います。この新型コロナウイルス感染症の取り組みについても、この後の一般質問で取り上げられます。

それでは、議員各位の慎重なるご審議を賜りますようお願いいたしまして開会のご挨拶といたします。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案9件、全員協議会における報告3件、また5人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は、7人全員です。ただ今より令和2年第4回阿武町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり一般質問、議案説明、委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる6月1日開催の令和2年第3回

阿武町議会臨時会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

6月11日 議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。

6月17日 本日午前8時30分より議会運営委員会が開催され、6月定例会最終日の時間変更について、協議がなされました。

その結果については、お手元の配付資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長 ここで、本定例会の開会にあたり、町長があいさつを行います。町長。

○町長（花田憲彦） 令和2年第4回阿武町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、5月1日、6月1日の臨時会に引き続いて、公私ともにご多繁の中を本議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

活発な梅雨前線の影響により、山口県を含む九州北部地方も今月11日には梅雨入りしたところではありますが、今のところ農作物も順調に生育している状況であり、この後も夏のスイカや初秋の梨、そして、水稻の生育も順調に進み、豊穰の秋が迎えられる事を切に願うところでもあります。また、一方で、この時期になりますと必ず脳裏に浮かびますが、平成25年7月28日の、あの島根山口の豪雨災害ではありますが、被災者を絶対に出さないためにも、大雨等の状況を的確に判断し、常に危機管理意識を念頭にもって対応して参りたいと思っておる所存でございます。

さて、国においては、持続化給付金の未払いや受託先の「サービスデザイン

推進協議会」の下請け・孫請け等の問題、10兆円という巨額な予備費の透明性の問題などについて、種々議論がある中ではありますが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、31兆6,000億円という巨額の第2次補正予算が編成されたところでもあります。現在、全国で新型コロナウイルスの影響により、解雇や雇い止めにあった働き手が2万人を超え、特に、都市部の宿泊業、飲食業、製造業での失業者が増加し、雇用情勢が急速に悪化している状況であります。

こうした中、阿武町におきましては、タイムリー、これを旨に、5月1日、6月1日と2回にわたり臨時会を開催させていただき、議会の承認を得た「特別定額給付金」をはじめ阿武町独自施策を含めて、第1弾で5本、第2弾で18本、合わせて23本のコロナ対策関連施策を展開しているところでもあります。中でも、特に町民全体に関係します「特別定額給付金」の状況であります。明日の18日に予定しております振り込みが完了いたしますと、給付率は、額にして98.26%となりまして、残りが1.74%、世帯数で残り43世帯56人という事になります。現在、未申請者の皆さんには、先日、再度、今度は郵便書留によって申請書を送付し、現在ほぼ毎日残りの方の申請が上がっている状況でありまして、私としては、できればこの月内の事業の完了を目指しているところでもあります。また、第2弾として打ち出した18事業の内、住民に直接大きく関係する6つの支援制度につきましても、既に防災行政無線やホームページ等を通じてPRもしておりますが問い合わせも多く、今後も20日の発行の広報6月号等も通じて一層の周知を図って参りたいと思っております。

こうした中、本町の施設の利用やイベント、各種行事の開催についての新たな基準であります。3つの密対策、マスクの着用、手指消毒等を前提として、公共施設の使用に当たっては、当面、会議用の机は1人1台、身体的距離は2m以上離れる環境づくりを原則として、3密に対応できる人数の利用基準等も考慮しながら、会議等の使用時間もなるべく短くする事としているところであ

ります。また、町主催の行事やイベントの開催につきましては、先ず、屋内、屋外ともに不特定多数の町外者が参加または来町する行事やイベントにつきましては、原則として8月末を目途に自粛する事としており、町民を対象に行う大規模な行事やイベントは、7月末を目途に当面控える事としております。そのため、不特定多数が同じ用具を使い回す各種のソフトボール大会をはじめ、町外者の参加を多く見込む夏祭りや各地区の盆踊り大会は止むを得ず中止となるわけではありますが、7月12日に予定しておりますクリーンアップ作戦、これにつきましては、感染予防に配慮しながら実施する予定としているところがあります。いずれにいたしましても、秋から冬にかけて懸念されている第2波の到来や、今後の感染拡大等の状況を見ながら対応せざるを得ない状況であります。夏を間近に控え、コロナウイルスの予防対策のほか、一刻も早い経済対策、さらには、これらの時期に特に必要となる熱中症対策の住民への周知や対応の必要性を強く感じているところがあります。

なお、新型コロナウイルスについては、知識人や専門家の意見によると、今回のコロナ騒動により、これからの社会は今までに無い日常が当たり前になる世界が訪れ、これまでの常識が見直され、想像を上回るような社会に激変していくと言われております。歴史的に見ても、これまでの社会は、古くは自然と共生しながら狩猟や採集を行ってきたいわゆる「Society1.0」と言われる狩猟社会に始まり、「Society2.0」と言われる農耕社会、産業革命後の「Society3.0」と言われる工業社会、そして、情報共有が可能な「Society4.0」と言われる情報化社会が到来し、現在は人口減少や少子化、高齢化が進む中で、政府は「目指すべき未来社会」として「Society5.0」を提唱してきました。この「Society5.0」は、IoTによるサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を連携し、全ての物や情報や人を一つにつなぐとともに、AI等の活用により、量と質の全体最適を図る「超スマート社会」の事ではありますが、

コロナ後の社会生活は、今までのような社会に戻っていくのではなく、暮らしや生き方及び働き方は新たな段階に入り、今までの常識を考え直す時期として、前向きに捉えていく事が私は必要であるというふうに思っております。しかしながら、地方においては一朝一夕にスマート社会に移行できるわけではありませんが、これを機に、今の常識を疑いながら、検証しながら、来たるコロナ後の新たな未来に備えていかなければなりません。

こうした中、今般、総務省において、光ファイバー回線網の整備に向けた「高度無線環境整備推進事業」が、新型コロナ対策として、第2次補正予算に500億円計上され、現在、全国で約70万世帯の光回線未整備世帯を（この中に阿武町も入りますが）18万世帯に減らす目標を2年前倒しで行うとの情報を得たところであります。また、総務省としては、基本的には今回の2次補正予算で、新規の光ファイバー整備の支援については終了するというふうな予定であるようであり、「地方創生臨時交付金」も別枠で充当できるため、私は、これは財政的にも好条件であると思っておりますが、私といたしましては、以前、議会答弁の際にも申し上げておりますが、この光ファイバー網の導入につきましては、住民の生活の快適性はもとより、今後企業誘致等を行う際の最低限の情報インフラであり、財政的な面も考慮した中で早期に整備したいというふうに思っておりましたので、現在、萩テレビ等の関係機関と調整しながら、事業実施に向けて前向きに対応していくために、今回一般会計の補正予算に、光ファイバー整備のための基本計画に係る業務委託契約を新規に計上させていただいたところであります。なお、この光ファイバー網の整備に当たっては、公設民営方式、また、事業者に補助金を出す民設民営、また、公が整備して無償貸与あるいは指定管理により委託する方式など、現段階では、どのような管理・運営が望ましいか検討中ではありますが、新たな来たるべきIOT時代の到来に向け、全ての物や情報や人が一つにつながるスマート社会も視野に

入れながら、先を見通して、より深く運営状況等についても検討して参りたいと思っております。

その一方で、少子高齢化、人口減少が進む中で、私が最重要課題の一つとして新たな基本計画にも謳っておりますが、町民の皆さんに対する暮らしの見直し、新たな地域への支援、こういったものがあります。特に、高齢化の進展により地域交通に係る買物支援やごみ出し、例えば電球の交換などのちょっとした身近な困り事の問題、そして安全・安心を図る地域医療の問題など、地域の暮らしを見直し、地域に対する新たな支援を真剣に行っていく事の必要性を強く感じているところでありますが、人材や人的資源の活用が必要となって参ります。町では、現在、防災行政無線やホームページ等を通じて、町内の各集落をつなぎ、集落の持続可能性を高めていくため、地域の実情に合わせ、集落対策の推進に関してノウハウと知見を有する集落支援員、及び都市部から移住して任務にあたる地域おこし協力隊員を広く募集しているところでありますが、このような新たな人材を通して、阿武町の素晴らしさを広く発信し、新たな地域づくりの萌芽となる事を期待しているところであります。

また、これまでは、防災行政無線や広報紙、ケーブルテレビ等を通じて、一方的に行政情報を流せば、その情報は町民の皆さんに確実に伝わり理解をいただいておりますものと勝手な思い込みをしていたところでもありますが、先の上田勝彦さんの講演でもご指摘があったように「伝える」という事と「伝わる」という事は違うという事を、最近強く感じているところであります。

知恵の源泉は情報力とも言われております。町の動きや各種事業の内容、行事やイベント情報など、タイムリーに住民の皆さんに伝えるよう情報発信し、町政へのご理解やご認識をいただき、町民の皆さんがきちんと情報を把握する事で、行政と町民が政策課題や問題点を共有し、一緒になってまちづくりができるような体制づくりに努めて参りたいと思っております。

した事から、この7月から、広報紙やホームページだけでなく、SNS等を活用した、また動画等の配信も含めた新たな町の情報の受発信活動に特化した職員をまちづくり推進課に配置し、特に、これからは映像に力を入れ、タイムリーで分かりやすい情報を広く発信する事により、住民の皆さんにより分かりやすく、周知しやすい体制を構築して参りたいと考えております。

最後に、懸案となっております陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の萩市むつみ演習場への配備計画の問題ではありますが、ここに来て、配備プロセスの停止という大きな動きがあった事は、先ほどもありましたように議員各位も既にご承知のとおりであります。実は、一昨日15日の午後6時12分に私のスマホに河野防衛大臣から直接電話があり、防衛省としてはイージス・アショアの配備についてはそのプロセスを停止する旨を申され、さらにこの事について、長い間迷惑をかけたという事で謝罪の言葉があり、以前から指摘されていたブースターについて、米（アメリカ）側との協議の結果、飛行経路をコントロールして演習場内に確実にブースターを落下させるには、ソフトウェアだけでなくハードについても大幅な改修が必要となり、膨大な経費と時間を要する事が判明したので、これらを参酌し配備に関するプロセスを停止する、というお話でありました。

そして、その事は、今後開催されるNSC（国家安全保障会議）に報告し、その議論を踏まえて検討して参りたいという事で、最後には、近々に山口県に赴き直接謝罪をしたいというお話でありましたので、まずは、議員の皆様方にお知らせをしておきます。なお、この件につきましては、中野祥太郎議員から一般質問をいただいておりますので、その答弁の中で、私の所感も含めてもう少し詳しい状況等についてもお話をさせていただきたいと思っておりますので、この場でのお話はこれまでに留めておきたいと思っております。

それでは、本定例会でご審議をお願いいたします議案につきまして、その概

要を簡単に申し上げます。

今回の議案は9件で、内容は、法律の改正に伴う阿武町固定資産評価審査委員会条例、そして、阿武町後期高齢者医療に関する条例、及び阿武町国民健康保険条例の一部改正をはじめ、学校薬剤師の報酬を萩市と同額にするために阿武町報酬及び費用弁償条例の一部改正のほか、人事異動に伴う一般会計補正予算、そして国民健康保険事業における事業勘定と直診勘定、そして介護保険事業及び簡易水道事業のそれぞれの特別会計の補正予算であります。

次に、全員協議会での報告につきましては、地方自治法施行令の規定による繰越明許費、及び町の執行に係る工事等の請負契約の締結の報告、並びに地方自治法の規定に基づくあぶクリエーションの経営状況の報告の3件であります。

なお、ご提案いたしました各議案の、なお詳細につきましては、その都度、担当参与から説明をいたささせていただきますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 以上で、町長のあいさつを終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、中野祥太郎君、1番、市原 旭君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる6月11日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月23日までの7日間にしたいたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月23日までの7日間と決定しました。

日程第3 一般質問

○議長 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が5名ありますので、議長において通告順に発言を許します。

はじめに、5番、清水教昭君、ご登壇ください。

○5番 清水教昭 本日の阿武町議会定例会に、ご出席の皆様、おはようございます。阿武町議会議員の、清水教昭です。

さて、これから、一般質問を行いますので、よろしくお願ひいたします。質問事項は、大きく「住民が豊かな生活をするための森と海を将来に残すには」で進めます。

阿武町には、みどり豊かな森があり、そこから生活をうるおす水が流れ、その水は日本海の海へと、そそぎ流れ込みます。海も森と同じく、人々の生活をうるおし、これからの未来へとつなげてくれます。また、海水は蒸発をし、雨水になり、森や大地に帰ってきます。これが自然の循環です。阿武町の人々が、自然と共存すれば、未来の明るい可能性に「あかり」が灯ります。そのように住民の皆様方の一人ひとりに「幸せ」が、つながるための質問を行います。

まず1点目、阿武町に流れる河川の種類についてです。阿武町には一級水系

の河川はありません。二級水系の河川は郷川・木与川・宇田川・白須川・大井川の5河川があります。単独水系の河川については、子供の頃から遊んだ記憶はありますが、あまり理解が進んでいません。そこで2点、1つは単独水系には準用河川と普通河川があります。日本海に河口を持ち、流れ込んでいる準用河川と普通河川の河川数を奈古地区、木与地区、宇田郷地区でお聞かせください。併せて、その河川に名前がつけられておれば、その名称もお聞かせください。2点目、普通河川としての、区分にあがらない小さな川があります。宇田郷地区に限定をした場合に、海に流れる河口がある川で、集落別にその河川数と名称があればお聞かせください。

次の2点目、「農業・林業と漁業の生活をうるおす、名もない河川を維持し将来に残すには」で、宇田郷地区に各集落があり、そこは農家の皆様方が水田を営み、秋の豊穰につなげている、小さな小川があります。その水は宇田郷漁港、すなわち、宇田今浦漁港と宇田元浦漁港と尾無漁港のこれは総称です。の出入り口に流れ込んでおり、その海域はアワビ、サザエ、ワカメの宝庫であり、漁師の方々が季節に応じた営みをしておられます。その地形には谷があり、落葉樹の葉や枝が、微生物によって分解をされ、フルボ酸ができています。このフルボ酸と鉄イオンが結合し、フルボ酸鉄となり、山からの水で流れ、農業・林業・漁業に最高の恵みを提供してくれています。そこで4点、まず1つ、この小さな小川は、明治、大正、昭和の時代から受け継がれてきましたが、河川の区分からみた場合にどの区分に入るのかお聞きします。次にこの小川にはいくつかの橋がかかっています。河口の橋から、側壁護岸が崩壊している箇所が数箇所見られます。また、山手側の橋は、町道「寺ノ下青浦線」が通っています。この橋の際にある法面が、崩壊しています。雨が降り、水路の水位が上がるとさらなる崩壊につながります。特に農業・漁業の皆様方が大打撃になります。河川の大小を問わず、崩壊対処への適切な判断をお聞きします。3点目、

この小川を見た場合、橋、路面、路肩、横断溝の維持体制は、住民の手の域を既に超えています。頑張りも、高齢化とともに「もう」踏ん張りが効かなくなりました。今後の管理体制で、何か具体的な支援が得られないのかお聞きします。そして最後に、散歩コースとしてこの小道を歩いておられます。この小道には、サル、マムシ類が出没しており、安全管理対策で、何か良い支援策がないのかお聞きします。以上、質問内容は、大きく2点になります。町長のお答えをお願いいたします。

○議長 ただ今の5番、清水教昭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 ただ今のご質問の内容は、「町内3地区それぞれの準用河川及び普通河川の本数と名称、また、普通河川より小規模で、水路的なもの、いわゆる『青線』というふうな呼ばれ方もありますが、これの集落別の数と、それぞれの名称」という事であります。

まず、ここで質問にお答えする前に共通の理解というふうなために、河川等の定義や種類を若干申し上げたいと思います。はじめに法令で定められた『法定河川』と呼ばれるものでありますが、これは河川法の適用を受ける河川となります。対象は、流域面積をはじめ延長、そして河道断面積の規模等から、国が管理する事が望ましい一級水系に属する一級河川と、都道府県が管理する事が相応しい二級水系に属する二級河川という事になりますが、国土保全上また国民経済上、特に重要な水系で、政令で指定されるものが「一級水系」であり、具体的には洪水、高潮等の災害が発生した場合に想定される人命や家財等の被害が大きく、この防止が国家的な見地から治水上重要であり、さらに上水道、工業用水道、灌漑、発電など、河川の利用の影響度が一地方の経済に留まらず、国家的に見ても大きいものである事を意味して、国において管理する事が望ましいものが一級水系に指定されております。二級水系につきましては、国土保

全上、また国民経済上という利害の及ぼす影響については、一級水系と量的な差があるのみで質的な差異はありませんが、今申し上げましたとおり、流域面積や延長、そして、洪水時の影響の範囲等を総合的に判断して、国家的に管理するものを「一級河川」、それ以外の河川が、都道府県が管理するという判断になりまして「二級河川」と定められております。なお、一級河川及び二級河川ではないものの、河川法で取り扱う事が望ましいとされるいわゆる準用河川については市町村が管理する事になっています。ちなみに、議員がお調べのとおり、阿武町内には一級河川はありません。二級河川は、郷川水系の郷川と奈古谷川、そして木与川、宇田川水系の宇田川とつづら川、白須川、大井川水系の大井川と松の木川及び宇生賀川と、併せて5水系、9河川があり、さらに準用河川としては、宇田郷の大刈川が唯一指定をされております。次に、河川法に則らない、比較的小規模な普通河川及び水路についてであります。これは国の法律に定められていない『法定外公共物』と呼ばれておりますので、元々は国有財産であったわけでありましたが、国有財産特別措置法の改正により、平成17年3月に国から市町村に譲与され、現在に至っているわけでありまして。また、これら法定外公共物のうち、普通河川と水路の違いについてであります。条例等ではっきりとした区別があるわけではありませんが、目安としては、普通河川は比較的河道断面積が大きく、流域には人々が生活する家屋等のあるものという事になり、一方、いわゆる水路は、元々農業用の用排水路として整備されたものや、家屋等のない圃場等を通るもの、護岸高が1mより低い河道断面積の小さいものというふうな事になると思います。なお、法定外水路における災害復旧の採択基準として、例えば、普通河川が該当する『公共土木施設災害』は、護岸高が1m以上となっており、1m未満につきましては、『農業用施設災害』としての扱いになるところでありますが、その他、仮に大雨等で護岸等が決壊した場合に、人的な被害や床下浸水等、家屋財産等の被害の恐れ

があるものが普通河川、それ以外が水路と理解いただければ分かりやすいと思います。また、これらの管理については、普通河川につきましては、主に市町村が管理し、水路につきましては、その地域の住民の方々の生活や生産活動に深く関わるものでありますので、「阿武町法定外公共物管理条例」にありますが、これに基づいて、地元の利用者の皆さんに、補修等を含めて維持管理をお願いしているわけでありましたが、この事につきましては、どこの市町村も同じ扱いになります。なお、阿武町内における準用河川については、大刈川のみがこれに該当するわけでありましたが、この理由は、昭和58年に山陰地方西部で発生した大雨による大規模災害の際、大刈川の延長のうち、圃場内における河川の大部分が被災したため、一部の被災していない部分も併せて工事が可能である「河川等災害関連事業」という事業で、圃場内の全延長を改良復旧した関係上、竣工後においては河川法と同様の管理を求められるために、準用河川に指定されたといういきさつがあり、これは特別なケースであります。次に、「奈古地区と宇田郷地区の普通河川の数量及び名称」についてであります。平成元年以降の災害復旧事業において、公共土木災害の取り扱いである普通河川として復旧を実施した河川で申し上げますと、奈古地区では、土川、筒尾川、宇久川、木与地区の遠根川、糶ヶ谷川、そして宇田郷地区につきましては、田部川、尾無川、御山神社の前を流れる御山川、そして鶴惣の下の山合川、そして白須川の支流の縦の木川、そして桂昌寺横の寺尾川、また、大刈川であり、いずれも流域に住宅等が存在するものであります。福賀地区では、伊当の足谷川、八保の馬取川、森見藤の森川、そのほか、開作川、田平川、亀尻川、桑谷川があります。また、「普通河川以外の水路の数と名称」であります。水路につきましては、大小に関わらずほとんどの谷には水路(いわゆるみずみち)が発生するものであり、これら全てを把握する事は困難であると同時に、名称については、農業用排水路として利用されている地元の方々が、適宜便宜上付けているも

のもあるでしょうし、名前のないものも遙かに多いと思われまますので、あまり名称の事については意味が無いというふうに思っております。

清水議員の質問は、普通河川以外の農業用水路について、ある程度のものについては、管理を町が行ってはどうかとの要望も含めたものもあるというふうに理解いたしました。農業用を含め、水路はそれぞれの地区に多数存在するために、公益性、あるいは財政的な面も考慮すれば、残念ながら町が管理していくというのは難しいと言わざるを得ません。従って、水路の補修管理については、先ほども述べましたが、これまで同様に、地元管理で対応していただく事でご理解をいただければというふうに思いますし、中山間地域等直接支払交付金、あるいは集落彩生交付金、こうしたものを活用いただく事も一つの方法ではないかというふうに考えておりますので、ぜひ検討いただければというふうに思います。なお、大雨等により被害が発生した場合で、雨量や工事金額等の採択基準を満たし、国が災害復旧事業として認めれば、普通河川でも農業用水路であっても、町で工事を実施する事は可能であります。ちなみに、普通河川と水路の災害復旧事業における違いがあるとすれば、所管する省庁の違いになります。河川の管理は国土交通省であり、水路といわれるものにつきましては、農林水産省になります。どちらも災害復旧に伴う経費は国庫補助等が主で、地元の負担はありません。従って普通河川ではなく水路である事で不利な要件はないものと考えています。なお、護岸から上部にある農地や頭首工等の復旧については、あくまでも個人所有の財産であり、あるいはごく少数の方の施設であるために、一部ではありますけれども個人負担は生じますが、この事は、河川災害であれ水路災害であれ同じ事であり。最後に、「農道や里道等を散歩する際に、猿やマムシ等が出没するので、安全対策の支援を」とのご質問ですが、阿武町のような農山村で生活する限り、この事は避ける事はできないものと考えます。散歩は可能な限り、街中や人里に近いところを歩

いていただくか、長靴を履いたり、ラジオや鈴をつけて、獣避けをして歩いていただければと思います。以上で答弁を終わります。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、清水教昭議員「はい、あります」という声あり。)

○議長 はい。5番、清水教昭君。

○5番 清水教昭 2点あります。1つは条例策定で対応処理についてというのがあります。河川のですね。2点目が中山間地域等の直接支払交付金の使用範囲についてご質問させてください。まず河川法の適用準用受けられないが条例策定での対応処理についてです。この河川を仮に用水路とした場合、崩壊部分の復旧には多額の費用がかかり、速やかに全てできない事が分かりました。また大雨が降り洪水が出て崩壊する事を望む事もできません。またこの用水路は河川法でいけば答弁でありましたように法定外河川でありその適用準用を受けられない普通河川、これにも入らない事が分かりました。そこで普通河川は市町村が必要と考えれば条例を策定し管理する事ができて他の市町村では実施された例があります。今回の用水路も町が必要と考え条例を策定して管理する事ができないのかお聞きします。2点目、中山間地域等直接支払交付金のお話ありがとうございました。これは農地等の保全のために交付されておりますが、私はその収支決算書を見た事ありません。当然そこには使用用途が明記されていると考えますし、監査の結果の報告もあるでしょう。またそれは総会があり関係者で承認をされていると想像します。その上に立って次の4点を質問いたします。1つは共同取組活動経費の活用例は書類でもって責任者の方々に周知されていきますか。次に用水路における崩壊中の側壁護岸の復旧にそれは使用できますか。また用水路を構成する橋、路面、路肩、横断溝の補修にその費用は使用できますか。合わせてその復旧補修に活用する場合、特別に申請手続きの様式がありますか。以上2点ご質問させてください。

○議長 町長。

○町長 2点大きく条例策定での対応書類、それから中山間地域直接支払制度の交付金の活用というふうな事であります。いずれも技術的な、そして詳細な事でありますので、それぞれ、第1点目につきましては土木建築課長、そして2点目につきましては農林水産課長の方から答弁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長 土木建築課長。

○土木建築課長 それでは清水議員の再質問にお答えします。最初に確認をさせていただきますが、農業用水路を条例で定め、あるいは普通河川に格上げをし維持管理を町で行っては、との事ですが、そもそも町では普通河川も水路も同じ法定外公共物としての取り扱いとしています。またこの事はほとんどの市町村も同様の取り扱いであるようです。先ほど町長からも説明がありましたが、普通河川と水路とで違いがあるとすれば、流域に人が住んでいるかいないか、大雨等で護岸が決壊した際に人的被害や家屋等の被害が予測されるかしないか、また災害復旧事業の採択の際に所管が国土交通省と農林水産省の違いになる事があります。これも繰り返しになりますが、人的な被害等を伴わない水路は町内各地区に多く存在し、これらを全て町で管理する事は公平性、財政的にも難があるところであります。従いまして管理についてはこれまでどおり利用者である地域の皆さんで、また災害等が起こった場合には町で工事を実施するという事でご理解をお願いしたいと思います。ちなみに議員がおっしゃっておられる水路は用水路ではなくおそらく用排水路であるところと考へるところであります。農業用施設災害復旧事業で実施すれば大部分が国庫補助でまかなえ、残額についても阿武町農業用施設災害復旧事業等分担金条例により免除される可能性が高くなっています。実質的に費用はかからないと想定するところとありますのでご理解のほどよろしくお願い致します。以上で説明を終わります。

○議長 農林水産課長。

○農林水産課長 続きまして中山間地域等直接支払交付金の件についてお尋ねをいただいております。まず1つ目、共同取組活動経費の活用例は書類でもって責任者の方に周知されておるでしょうかという事でありまして、この中山間地域直接支払制度でございますが、平成12年から始まっておりまして、5年ごとに協定内容を見直しながら昨年末、令和元年度に第4期合計20年間の協定が終わったところであります。で、平成27年には新たに法的にもこの制度が認められておりまして、安定した制度となっております、この令和2年今年からですね、第5期の協定が始まるという事になっております。この協定につきましましては、集落単位であったり法人単位こういった単位で取組が行われておりまして期ごとの活動内容でありますけれども、この活動内容や経費の配分がありますが、これにつきましては、農林水産省が当初発行いたします制度の概要書、それからこれに掲載されております参考事例、こういったものをですね、協定関係者に提示いたしまして、その5年間の活動内容、それから経費の配分につきまして話し合いをしていただきながら決定していただいているところが現実でございます。で、この活動報告それから収支状況でございますけれども毎年報告書の提出をお願いしております。で、それから最低年1回につきましましては農林水産課の担当職員が農地の保全状況であったり活動状況につきまして現地確認を行っているところでございます。続きまして用水路における崩壊中の側壁護岸の復旧に使用できますか、という事でございますが、先ほど土木建築課長が申し上げましたように用水路、これ多分用排水路だろうというふうに思っております。この活用につきましましてはですね、協定関係者皆様方の話し合いによりまして、関係者の合意があれば交付金を使用する事は可能であります。しかしながらこの復旧工事がですね、大規模になりますと相当な工事金額も必要となり、当初5年間の活動内容を計画されたときの経営配分に大きな支障を

来してくると思います。従いまして、大きなですね工事費がかかるようなものであれば、先ほどの答弁の中にありましたように、土木の災害復旧であったり農業用施設の災害復旧であったりこういったところをですね、活用していただく事が有利であろうかと思えますし、関係者の方ですね、十分なお話し合いをお願いできたらというふうに思います。続きまして、橋、路面、路肩、横断溝こういったものの補修でございます。これも先ほどの答弁の中にございました、農業活動におきまして利用されるこういった路面、農道、それから水路でございますね、こういったものにつきまして日常の補修につきましてはですね、ぜひご利用者の方でやっていただきたいというところがありますし、この中山間直支の内容につきましてもですね、水路、それから農道等の補修につきましては中にあがっております。従いまして軽微な補修につきましてはですね、ぜひこの有意義な中山間直支の交付金を利用いただきまして行っていただけたらというふうに思うところであります。最後に復旧・補修にこの経費を活用する場合、特別な申請の手続きが必要かという事ではありますが、日常の維持管理的なものにつきましては必要とはいたしません。ただ護岸等ですね、復旧にあたりまして、もともとあります石垣もしくは土羽等の護岸であった場合、構造的に大きな影響が出るような改修であれば法定外公共物、いわゆる赤線青線でございますけれども、これの加工申請が必要となります。土木建築課とですね、事前に協議をしていただけたらというふうに思います。以上です。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、清水教昭議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問ないようですので、続いて5番、2項目目の質問を許します。清水教昭君、ご登壇ください。

○5番 清水教昭 それでは、次の質問事項は「生活困窮者が発生をしないまちづくり体制について」で進めます。令和元年の6月議会で「いのちをつなぎ、

生活に和みを作る阿武町へ」で、生活困窮者に対して、自立支援法についてと、そこからの自立支援制度と生活保護制度、就労準備支援事業等を、法的の内容からくる取り組みの質問をいたしました。今回は、それから早いもので一年が経ちました。町の取り組みも改善がされ、関係部署との連携、提供資料の精度向上、相談者への対応と根回し、最近においては、新型コロナウイルス感染対応での支援策等もあり、きめ細かい業務準備と、住民に寄り添ったシナリオができたと考えます。ついては、今回は法的視点から、現状の阿武町での視点に移しての、質問を行います。

まず1つ、各部署とそこの体制との関わりについて、ここは1つの業務は、多くの部署が関わり、それぞれが責任を持って行う事により、完成をします。ついてはその3ヶ所の関わりからです。まず1つが、健康福祉課での業務内容の見直し、生活困窮者での業務内容が全く見えません。1年が経過しての業務内容の見直し、また改善をされた取り組みをお聞きします。次に社会福祉協議会、萩市との連携で、相談者がたらい回しをされないように、工夫をした取り組みについてお聞きします。次は、阿武町社会福祉協議会との連携内容とその見直しです。ここでは2点、健康福祉課と社会福祉協議会とは、生活困窮者に対してどのような連携をとり、情報を共有化されているのかお聞きします。また次は、社協での支援内容は貸付制度、緊急食料等提供があります。この資料内容を分かりやすくし、住民の手に届きやすくするために、どのような工夫の相談をされているのかお聞きします。3点目、萩市との連携内容の見直しです。住民の皆様方は、萩市との連携があり、それがどのように振り分けられているのか。また、その資料があるのかも分かりません。そこで2点、阿武町として、そこらを分かりやすくした独自資料があるのか。あれば、その資料表題をお尋ねします。次に、また萩市の方で独自に準備された資料があるのか。それは阿武町も共有化され、使用が可能なのかお聞きします。

次2点目、新型コロナウイルスで生活困窮者への取り組みについて。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、緊急事態宣言発令で、4月の完全失業率、有効求人倍率、非正規労働者数、新規求人数は宿泊業・飲食サービス業で半減しております。そして休業者数等の悪化で、阿武町、萩市にも雇用への影響が発生をしました。

そこで2点、そこで国の生活支援対策として、当面、貸付資金の利用案内がありました。その1つが「緊急小口資金」次が「総合支援資金（これは生活支援費です）」の相談件数、次にその利用件数についてお聞きします。2点目が町民の皆様の生命と健康を守る事は、行政の第一の使命であるとともに、責務であると、あぶ広報に町長名で記載されています。それは、阿武町の事業者の方々も当然大切です。しかし、そこを支えているのは住民の一人ひとりが、まず大切です。その住民の皆様方に、阿武町らしい、また阿武町しかない、独自の「手の届く支援対策」を考えておられるのかお聞きします。

3点目、相談会の取り組みと実績分析、その内容改善について、ここで2点。まず、ここ1年間の取り組み回数と、その実績からみえてくる分析内容をお聞きします。次に、相談会をワンパターンで行っても、住民の皆様には届きません。分析内容から、どのような取り組み改善をされるのかお聞きします。

4点目、受付における相談者への対応要領についてです。ここでの対応の悪さは、色々な方々から数多く聞かされています。1つの事例を言います。「受付での対応に親切心がない。私の気持ちが全く理解をされていない。職員自身はその苦しい体験をしてみるとはじめて分かる。もっと親身になって欲しい。」私に「この事実と気持ちが、分かりますか。」と尋ねられました。返す言葉がなく、うなずくだけでした。そこで2点ご質問いたします。対応要領で、これで100%は絶対にありません。繰り返しの練習と、事例に応じた標準化が大切です。職場内教育をどのように考えておられるのかお聞きします。次に、またこ

れには、職場外教育が重要です。これの取り組みについても、お聞きします。

5点目、配布資料の内容見直しと標準化についてです。住民にお届けする資料は、1年が経てば、内容の見直しが進んでいきます。併せて業務が標準化されます。また、組織の担当者が変われば、新鮮な目線で改善内容が、ドンドンと出てきて工夫がされます。そこで2点、1つ、そこで生活困窮者に限定をした場合、配布資料で見直しをされた資料表題と件数をお聞きします。2点目がまた、その資料は住民の皆様は、どのようにお届けしていくのか。そのやり方についてお尋ねします。

以上、質問内容は大きく5点になります。町長のお答えをお願いいたします。

○議長 ただ今の5番、清水教昭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 それでは2項目目のご質問にお答えするわけではありますが、その前に新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主については、売り上げの減少による事業継続の危機、また勤労者においては、勤務先の営業自粛等による収入の激減、これらにより、将来に大きな不安を抱えている等の声が多く届けられており、困難に直面されている皆様のご心労をお察するとともに、1日も早く回復する事を願って止まないところであります。こうした中、町では4月20日から新型コロナウイルス感染症に関する総合相談窓口を開設し各種の相談に応じておりますが、今後ともできる限り町民に寄り添った対応を継続して参りたいと思っております。

それでは、本題に入りますけども、「生活困窮者が発生しない町づくり体制」という事で、「各部署とそこの体制との関わりについて」であります。生活困窮者については、役場では、健康福祉課がいわゆる「総合相談窓口」という事になります。具体的には、生活の困窮のため生活保護を受けたいというふうな相談があれば、生活保護法第19条に基づき、速やかに、保護の実施機関で

ある萩市福祉事務所へ連絡をし、保護につなげる事となっていますし、生活困窮による税金の減免等の相談があれば、戸籍税務課につなぎ、町営住宅に関するような事であれば土木建築課へつなぐといった塩梅で、相談者の状況に応じた関係機関への情報連携を行っているところでもあります。また、相談者以外であっても、気にかかる住民がいる場合には、保健師が訪問して、阿武町総合相談センターの職員と連携して、必要な支援について相談等を受けるといったような取り組みも行っているところでもあります。中には、相談内容が多岐にわたる場合もあるわけではありますが、こういった場合には、相談者からしっかり聞き取りをして、適切な部署につなぎ、後から「たらい回し」になるような事のないように、相談内容に関連する事項について説明したかチェックするチェックシートも活用しているところでもあります。

次に、「阿武町社会福祉協議会との連携内容と見直し」という事ではありますが、生活困窮者に対してどのような連携をとり、情報を共有化しているかとの事ではありますが、まず、相談者が、健康福祉課に来庁され、自立した生活維持のために必要な「生活資金」これの貸付を希望される場合には、直ちに社協に連絡し、担当者に来ていただき、一方で社協が直接相談を受けた場合は、情報を健康福祉課へつないでいただき、必要とされる支援につなげるよう情報共有を図っております。また、社協での支援についての資料ではありますが、現在、社協が実施する「生活安定対策資金」の貸付や「法外援護資金」の貸付、さらには、山口県社協が実施する「生活福祉資金」については、必要書類等について紹介したリーフレットを作成するわけではありますが、これは、7月の広報配布にあわせて全世帯へ配布する予定になっており、内容につきましても、作成過程で健康福祉課も関わらせていただく事となっております。

次に、「萩市との連携」ではありますが、福祉事務所を設置している萩市では、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を萩市社協に委託して、自立

支援事業を行っております。従いまして、この事業による萩市と阿武町の相談窓口は、萩市社協というふうな事になります。なお、萩市社協では、相談内容、支援の流れ、問い合わせ先等を掲載したチラシを作成している様であります、このチラシは、市の各事務所窓口に設置するほか、機会を捉えて配布しているとの事であります。なお、阿武町は、現在、相談窓口のチラシを作成しておりませんので、萩市社協が作成されましたチラシを参考に、早急にこれを作成し設置したいと思っているところであります。

次に、「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の、相談件数及び利用者件数であります、この資金の貸付制度は、町社協が窓口で行っておりますが、制度の内容等については、広報あぶ5月号に既に掲載したところであります、現時点で、貸付相談件数は0、利用も0というふう聞いております。なお、この事について町の社協の事務局にお話を聞いてみますと、阿武町では、特別定額給付金の給付申請受付及び給付、実際の給付が早かったのが要因で貸付までには至らなかったのではないかとこのふう分析しておるとの事であるようであります。

次に、阿武町独自の「手の届く支援対策」であります、ただ今実情を申し上げました様に、貸し付け実績が無いという事は、特別定額給付金をいち早くお届けし、また、国保税の減免制度等もあり、そういった形の中で充足されたのかなというふうに思うところであります。

次に、相談会の取り組みと実績分析についてであります、生活困窮者自立支援法による相談会は、萩市社協が開催する相談会という事になりますけれども、阿武町役場を会場として、昨年度は、5月、8月、11月、12月の4回開催されているところであります。なお、この相談会には、「生活に困っている」、「仕事が見つからない」、「病気で働けない」などの困り事を生活困窮者自立支援相談員と一緒に考えて、解決のお手伝いをするという事であります。開催に

あたっては、予約制である事から、開催日の前月の広報あぶに「開催のお知らせ」を掲載し、防災行政無線でも周知を図っておりますが、相談実績につきましては、昨年度は合計で5件という事であります。また、相談会とは別に、萩市社協に電話等によって相談等があったものが4件あって、これを合わせれば、昨年度は合計で9件の何らかの相談実績がある、という事になります。なお、相談内容につきましては、経済的困窮による入院費や生活費についての相談や求職活動についての相談だったという事ではありますが、相談会には阿武町の職員も同席し、町で行っている制度の情報提供や制度の活用検討等の協議も行っておりますし、一人ひとりの状況に応じた支援プランが作成され、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援が行われる事になります。ただ、相談者は、複合的な課題を抱えている場合が多いために、すぐには解決に至らず、再度相談となり、訪問などで現況を把握しながら支援を継続するといったケースが多いという事があります。また、件数は少ないですが、この相談支援では、一人ひとりの状況に応じて、支援員が、それに寄り添った支援を、制度の狭間に陥らないように、広く受け止めて、多様な問題に対応して、本人の段階に合わせて、切れ目のない継続的な支援につなげているものである事から、利用を促すため、周知についてのチラシの作成も必要と考えております。

次に、「受付における相談者への対応要領」であります。現在は、阿武町では、特に対応マニュアルは作成しておりません。また、生活困窮者への対応に特化した職場内研修、教育等も行っておりませんが、ご指摘のように、適切な対応を行うためには必要な事ありますので、先ずは、書籍等の購入、研修への参加等によって、積極的に職員の資質向上に努めて参りたいと思います。

最後に、「生活困窮者に限定した配布資料」であります。これにつきましても、阿武町には現在ございません。重要な事はご指摘のとおりでありますので、早速、萩市社協が作成されたリーフレット等を参考にし、チラシを作成し

て、全世帯配布するほか、町社協が作成予定のリーフレットについても役場本庁、各支所へも設置したいと考えているところであります。以上で、答弁を終わります。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、清水教昭議員「はい、あります」という声あり。)

○議長 はい。5番、清水教昭君。

○5番 清水教昭 大きく3点ございます。1つは生活困窮者へ手の届く支援策で「緊急小口資金」と「総合支援資金」の説明内容です。それと併せて平行して支援制度のパンフレットの印刷の仕方ですね、これです。そして2点目が今、職場内教育それと職場外教育がありましたけど、そこで自己啓発についてご質問させていただきます。それと資料作成、無いという事でこれから作っていくと回答でいただきましたので、住民目線の資料作成について質問をいたします。

まず最初、「緊急小口資金」と「総合支援資金」の説明内容ですが、利用状況は分かりました。阿武町の利用者が少ない、多いは問題ではありません。要はあぶ広報とA4版の配付資料で、これですね。次の事が抜けています。いずれも無利子だと記載があります、これは正解です。ただ、今から述べる事ですね。例えば連帯保証人は不要になりました。償還時においてなお所得の減少が続く場合住民税によっては償還を免除する、そういう文言がございます。そして学生や在住外国人も対象になりました。そして社協のほか各地の労働金庫、郵送などで受付も可能になりました。また当初は印鑑証明や減収の証明をする書類の提出を求めていましたが迅速に送金するために省略する事になりました。併せて面談も不要になりました。そういうふうに色々この分野は変わっております。だからこれが先ほどの5月のパンフレットの中では当然告知されておられません。だからこの告知、抜けた部分はどうかお聞きいたします。

併せて支援制度のこのパンフレットの印刷の件です。あぶ広報5月号にこのパンフが入っておりました。A4版の両面コピーです。ただしこれが住民に配付された資料はぼやけているんですね。かすんで。ぼやけているんです。だけど本庁支所での受付では鮮明な資料が展示されています。きちっと写った資料がですね。もし住民に寄り添うのであればどうして住民へぼやけた資料を配布したのですか。お聞きします。

次に自己啓発の件です。職場内教育OJTがありますが、これがベースでそれを補完するのに職場外教育Off-JTがあります。この答弁はありました。これだけで職場内の執務が100%に近づける事はとうてい無理です。それを補うのに本人が成長するための自己啓発SDセルフディベロップメントがあります。これを取り入れる事が最重要になります。今の受付状況でありますね。従って教育の分野に力点を置いているところでは業種業態を問わずして自己啓発まで取り組んでいます。従って阿武町でのこの分野の取り組みについてお聞きいたします。

そして最後、住民目線の資料作成です。職場の担当者がご存知のように1人で資料を持っていても何の役にも立ちません。住民に役立つ資料に工夫すると資料も生きてきます。昨日と同じ今日はありません。ならば今日と同じ明日も無いと言われていています。併せて同じように相談に来られる住民の数だけ健康状態も変わり生活の困窮内容も報告がありましたけれども変わります。では、そういう状態の時に住民目線で資料を作成するにあたりどのような事に気をつけられますか。お聞きします。以上4点です。

○議長 町長。

○町長 私の方から大きく3つありましたけれども、2点目の自己啓発等の事についてお答えをさせていただきますが、本当にあの、やはり職員の資質というのが住民から見たときに、先ほどお話しがありました対応の問題、そうした

ものもある意味その人の人柄は変える事はもしかしたらできないかもしれませんが、それで済む問題ではないと。対応というのは技術的なものも多く含まれておるわけでありますからそういった技術を研鑽していく事も大切でありますしオンザジョブでやるのもあるでしょうし、自己啓発として買ってやるというふうな事でありますので、今清水議員のご指摘の自己啓発の方法等につきましても今後色々と検討しながらもっと広げていきたいというふうに思います。以上です。あと2点につきましては健康福祉課の方からお答えをさせていただきます。

○議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 「緊急小口資金」それから生活福祉の貸付の制度的なところですかね。

○清水議員 あと残っているのが「緊急小口資金」と「総合支援資金」の説明内容、そしてパンフレットですね。どうして住民に寄り添うのであればこういうばやけた、こういった資料を作成したのか。

○健康福祉課長 はい。まず「緊急小口資金」につきましては、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響におきまして、制度が拡充されたという事でございまして、広報にもちょっと今見るに大変あのざっくばらんな紹介になっておりますので、それについては必要な書類等についても、まああの記載がされていないというところで、このたびまた資料作成というところで必要書類も交えて作成をさせていただくつもりではございますけれども、まずあの「緊急小口資金」につきましては、収入が減少された方という事で、今までは低所得者の方が対象ではありましたけれども、今回のコロナの影響によって収入が半減した等の激減された方についても範囲を広げた、という事になっておりまして、貸付資金、枠等につきましてはご案内のとおりではございますけれど。あと「総合支援資金」につきましては、まず自立支援の事業のそちらの方の申込みを

していただくハローワークの求職申込みが必要であったりとかそういう事がなされておりますので、その辺で自立に向けた貸付という事になっておりますので、これにつきましても必要書類がありますけれども、先ほど議員が言われましたように簡素化も図られているようでございますので、その辺をしっかりと住民の方が貸付制度を利用しやすいような周知のチラシとか資料を作成する事は行政として非常に大切な事だと認識しております。このたびA4版で色々な事業についてのチラシをお配りしております。大変字も小さいですし、まず印刷が明瞭ではないというところで、大変ご指摘のとおりでございます。大量に印刷した関係で印字がぼやけているというのは大変申し訳なく思っておりますので住民に寄り添う視点からすれば、まず字は大きく、伝える、伝わるというところで要点をきちんと示す、必要な書類は分かるように示す、という事が基本であろうかと思っておりますので、今後はそういう目線で他の住民の方のご意見も取り入れながら、もちろん議員のご意見も取り入れながら作成をして参りたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長 5番、再々質問がありますか。

(5番、清水教昭議員「あります」という声あり。)

○議長 はい。5番。

○5番 清水教昭 3点も言うとは大変ですから時間もオーバーしますので。「小口資金」とかいうのはですね、あぶ広報に載せられましたけれども早い時点で厚労省から資料が出ているんですよ。こうやってきちっとね。だから広報に記載する場合にはそのタイミングで本当に間違いないかという事をご確認ください。お願いします。それとこの今答弁で回答が足らなかったんですけど、こういうぼやけた資料を配るという理由ですね。なぜこんなものを配ったのか。という事をちょっとこれはお答えください。これは。どうしてこんなにぼやけたものを配ったのか。それと町長の答弁でやはりSDセルフディベロップメン

トをやっていかなといけないという事ですけれども、これはやはり歯止めが大切です。最終的に歯止めまでどう考えていらっしゃるのか、もし答弁ができれば時間がきましたけれども、よろしくお願いします。

○議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 それについては弁解のしようもございません。早く補助金をという一心でございましたけれども「チェックが足らなかった」という事がございます。印刷物についてはお配りする前にしっかりと印字が鮮明であるか、内容が正しいものであるか、という事を今一度確認して行いたいと思っております。

○議長 町長。

○町長 自己啓発も色々、まあ自己じゃなしにさっきのOJTじゃないですけどもそうしたものもあります。OJTならまだいいといひましようか、その給料のうちもありますし給料のないうちもある、そうすると問題はそれからどこまでがこの自助努力、職場に対応するためのものなのか、そして自己努力の範囲なのか、自己努力ももしかしたらお金のかかる、例えば自分の身銭を切って自分を高めるための何かそういったものに行く、そして書籍をまた求めて買う。それはまあその人の生き方もあるでしょう。ただ全て先ほどの歯止めの話ですけどもどこまでも行政我々が使用者側が求めていく以上は過度に自己努力に、これ、ある意味時間も食わずにお金もかからないのであれば求められますけれども、そこに個人の自由な時間というんですかね、仕事以外の時間ももちろん出していかなきゃならない、お金も出していかなきゃならない、ですから限界はどこかで歯止めをかけないとエンドレスでその人に負荷をかける事になりますから、そこら辺はやはり慎重に考えながら限度というものを、やっぱりもちろん設けながら過度な負担がかからない、あまり過度な負担がかかるとノイローゼになるというような事になりますから、そこら辺は我々も使用者側として

どこまでが限界なのかは、見極めながら。ただ今その事が全くないかと、そういう事はないかと、そうじゃなしに色々な事を私も再三お願いしておりますし役場の職員が入ったときには副町長がレクチャーしますがけれどもその中の紙の中に書いてある中には、自分の給料の5%を自己啓発に使ってくださいというような事が書いてあるんです、もともと私が考えた文章なんですけれども、それでまあ要するに書籍とかを買って自分を高めてくださいよと、その事が仕事につながりますよ、という事なんですけれども、今言うようにそれには限度があります。ですのでまあ自己啓発を求め、そして求めるというのは自分たちが自己啓発をするんだという気持ちになるように我々は仕向けていかなくてははいけないし、今おっしゃいますような、だからといってエンドレスでどこまでもという事にはなりませんので、そこら辺は兼ね合いを考えた中で今からそういったものをある意味進めていきたいと考えています。

○議長 これをもって5番、清水教昭君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 10時32分

再 開 10時41分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。次に、1番、市原 旭君、ご登壇ください。

○1番 市原 旭 改めましておはようございます。市原 旭でございます。先ほど町長からもありましたが、イージス・アショア配備計画の撤回を求める請願書が提出された際の町会議員として一言申し上げます。実は約2週間前、福賀のうもれ木の郷の事務所で中四国防衛局の森田局長を含め、関係者4名と阿武町民の会と2時間程度の話し合いをしておりました。町民の会側は国防に単に反対しているわけではないが地域振興には逆行している。我々はこの地を

愛しこの地とともに暮らしていきたい。次世代につなげていきたい。そもそもむつみありきではないか、農作物に風評被害が出たときは農業をはじめ一次産業は死んでしまう。だから考え直してほしい。これほど申し上げても東京の防衛省の方には連絡さえされていないのではないか。などの意見を述べております。当日は意見を聞いてもらうだけの、これまでと同様の平行線の会合でありました。ところが一転ようやく住民の声が届いたのか一旦停止という判断がされました。河野防衛大臣の勇気あるご英断に敬意を表します。安倍総理は地元の皆様にご説明してきた前提が違った以上、進めるわけにはいかないと判断をいたしました。同時に弾道ミサイルの脅威から国民の命と平和な暮らしを守り抜く事は政府の重要な使命と記者インタビューに答えられておられました。この事を受けて町民の会吉岡会長は、町長の明確な反対表明が我々の絶対的な自信となっています。多くの町民の心が結集した事が今回の結果を生んだと大変ありがたく思っていると言われています。私もこの事を受け郷土を愛し次につなげていく覚悟をさらに強く抱いた次第であります。

それでは通告しております2点について質問をいたします。

1項目目は新型コロナウイルス対応について町長に伺います。前回一般質問をした立場からも、これまでの新型コロナウイルス対応について触れておきたいと思えます。私は、前回、大きく2つ質問をいたしました。まず、住民に最も身近な自治体として手間を惜しまず手腕を発揮されると信じます。小規模な自治体だからこそできる事があるのではないのでしょうか、という事。それと、もう1つは情報弱者に対する周知についてどう対応されるのかという点です。その後の対応については、皆さん既にご承知のとおりですが、町長自ら防災無線で町民に呼びかけを行い、ホームページは動画をアップされ、顔の見える状況で、ともにこの危機を乗り越えようとする覚悟を語られました。また町のホームページでは、政府の情報など感染予防、経済対策などを頻繁に更新されて

いるところですが、また、手作りマスク作成の方法のチラシ配布や再度に渡る感染防止策などを町の広報紙で周知されました。また、政府の第1弾支援策であった個別給付金についても町独自の判断でクラウドシステム環境に頼らない方法を選択し、あえてアナログな手法で対応。その分、職員には、努力と手間を強いる事になったわけですが、正に「手間を惜しまず」とお願いした通りに、緊急性が問われる給付金の支給目的である「早く」という事に即した対応で、近隣エリアでもトップクラスの支給開始となりました。また、これまで、5月と6月と2度の臨時議会というのも、問題に対しいち早く応じるためだと思えます。先般の臨時議会では、内閣府から出されている「地方創生臨時交付金の活用事例集」を読み込み、阿武町で生かせる交付金事業を提案され、併せて補正予算を決議しております。住民に身近な、小さな町の自治体だからこそできる気配り目配りを生かした施策の継続を今後とも切望いたします。先般の臨時議会以降の阿武町独自の支援策につきましても、周知の徹底を望むところではあります。また、小さい町とはいいながら経済的に打撃を受けている商工業、農水産業者もあります。とかく補助等の申請は、理解しにくく条件の記載や、文字と数字、不慣れな語句が多く分かりにくいものです。相談窓口も開設されていますが、具体的な例など示されて分かりやすい説明がされているか。また、これまでの利用者の頻度など伺います。

長期に渡り休校となった児童生徒についても、行事の未実施、学習の遅れなど先生方も大変なご苦労だとお察しいたしますが、子ども達の不安は、性格や家庭環境にもよって個々に様々であろうと思います。中には、目に見えない感染症について、精神的にカウンセリングが必要な場合も考慮しなければならないと思います。心のケアも含め、正しく怖がる事、手洗いをはじめ日々の健康管理に十分に気を配られますようお願いをいたします。学校での対応は、どのようにされているのか伺います。

専門家と呼ばれる方からは、年単位の長い付き合いになると言われています。もはや、世界規模で経済の先行きが不安な状態であります。ですが、やまない雨はないと申します。世情が落ち着きを取り戻した時、密集した都会よりものびのびとした田舎暮らしが見直される時がきっと来ると思います。今回の件で、学校でオンライン学習、タブレットの導入、学校教育に対するICT技術の導入が加速化されると考えます。昨年の6月議会で一般質問しておりますが、少人数学習での問題点は、複数意見が得られないところであります。福賀小学校、阿武小学校の遠距離合同学習のような事も是非検討していただきたく思います。また、そういう事が可能になれば、へき地教育の弱点も僅かながらでも改善し、先程述べた田舎暮らしを求めている移住希望の家庭にとっても良い判断材料になると考えます。幸いにも、町内はもとより県内の感染拡大も見られない状況であります。都会に住む人々が田舎暮らしの良さを再認識するであろう事も考えながら、その時に備え案を練りつつ普通の日々が一日でも早く戻りますように祈っているところであります。新型コロナウイルス感染症対策についてこれからの展開も含めて町長の見解を求めます。

○議長 ただ今の1番、市原 旭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 ただ今は、市原議員から「新型コロナウイルスの対応」について、ご質問いただきましたが、後段の学校での対応につきましては、教育長の方から答弁をさせていただきます。

さて、昨年末に、中国湖北省武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症であります。その後、全世界に広がって、世界での感染者は778万人を超え、死者も43万人を超えるなど大変な猛威を振るっておるわけであります。国内では、この6月15日現在ではあります。感染者は17,382例、死者数は924名に上るとともに、経済にも甚大な影響を及ぼし、この間、全国一斉の緊急事態宣言

が令和2年4月7日から年5月14日まで発令され、国民の暮らしや経済にも大きな打撃を与えました。こうした中、本町においては、ゴールデンウィークを挟んで、4月23日から5月20日までの1ヶ月間は、安全を第一に、道の駅阿武町は全館休館となり、町内の農水産物の出荷者の皆さんをはじめ、テナントの皆さんには大変ご迷惑をおかけしたところであります。現在までのところ、町内では、幸いにも感染者はないわけではありますが、3つの密を避けるため「新しい生活様式」をはじめ、今後とも一層気を引き締めて、事に当たらなければならないと痛感しておるところであります。それでは、阿武町の「相談窓口での具体的対応」についてであります。本年4月30日、新型コロナウイルス感染症対策として、国の第1次補正予算が成立し、これを受ける形で、本町でも5月1日と6月1日の2回、臨時議会を開催させていただき、5月の補正予算では、1人10万円を給付する「特別定額給付金」のほかに「緊急経済対策」5事業を、そして6月の補正予算では「地方創生臨時交付金」を活用した「経済対策」など18事業を計上させていただきました。

そして、これらの事業の周知につきましては、毎月20日発行しております「広報あぶ」を通じて、住民の皆さんへお知らせをするとともに、私も随時、ケーブルテレビとインターネットにも動画を収録して、新型コロナウイルスの感染予防とともに、新型コロナウイルス対策の施策をメッセージとして届けさせていただいたところであります。中でも、町民の皆さん一人ひとりに関係する「特別定額給付金」につきましては、「1日でも早く」との思いから、市原議員ご指摘のとおり、4市1町のクラウドシステムを使わず、職員の手で申請書類を作成し、5月の補正予算成立後に、直ちに郵便局に持ち込み、郵便局については事前に段取りをお願いしておりましたので、県内でもいち早く、5月2日には町内全世帯に配布を完了していただき、ゴールデンウィーク中の5月3日から申請の受付を始め、5月8日には最初の支払いを済ませたところであり

ます。冒頭も申し上げましたが、明日（18日）にも振込みをする予定としておりますけども、これが済めば、給付率は件数にして、97.24%になるなど、ほとんど全世帯に行き渡らせる事ができ、ひとまず胸を撫で下ろしているところではありますが、できればこの月内に全て完了すればいいと思って努力をしておるところであります。また、このほか、主な「緊急経済対策」として、事業者の皆さんに、国の持続化給付金に上乘せをする形で、「事業継承緊急支援給付金」を設けましたが、これらの事業のメニューのチラシは、広報5月号と一緒に全戸に配布したほか、商工会や漁協など組織を通じても配布をしたほか、役場本庁と各支所、商工会に相談窓口を設けて、関係職員がヒアリングを行いながら制度の説明を行うとともに、具体的な申請の仕方などのお手伝いをさせていただいております。また、町の事業の申請はできるだけ簡素なものとして、ホームページからも様式をダウンロードできるようにしており、ご活用もいただいております。次に、支援対策の申請状況を若干申し上げますと、まず、5月の補正予算で計上させていただいた5つの事業であります。前年度売上が50万円以上で、売上が前年同月比で30%以上減少又は休業に協力された方に法人で20万円、個人で10万円の給付を行う、①「事業継続給付金」は、申請は法人9件、個人で54件の申請がありました。次に、町内の飲食事業者等が行う、テイクアウトやデリバリーなどの取組を支援する、②「阿武町がんばる事業所応援補助金」については申請は1件であります。次に、感染予防拡大防止を図るため必要な備品や設備の設置を支援する、③「阿武町新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金」は2件の申請です。そして保証料負担と3年間の利子補給を行う、④「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金融資保証及び利子補給事業」であります。これが申請は1件のみとなっております。これにつきましては別に、国の制度がありますのでこれにつきましては4件の申請がありました。このほか、大きいものとして、国の事業で「持続化給付金」の制

度がありますが、これは新型コロナウイルスの影響により、前年度同月比で50%以上売上が減少している法人に対して200万円以内、個人事業者については100万円以内の給付を行うものですが、以前申し上げましたようにこれにつきましてはオンラインで国に直接申請を行う仕組みになっておりまして、申請件数の詳細は分かりませんが、申請が難しい方につきましては、⑤商工会で申請のサポートを行うようにしております。次に、6月の補正予算で計上させていただいた18事業のうち、住民の皆さんに直接関係する6事業についてであります。国の定額給付金の対象とならないいわゆる4月28日以降に出生した子どもですけれどもこれに10万円を給付する、①「特別定額給付金事業」、そして新型コロナウイルス感染症の影響により休業された、テナント事業者を対象に、休業中の家賃を補助する、②「家賃支援給付金給付事業」、さらに事業継承を支援するために、事業の譲渡人と譲受人に奨励金を交付する、③「事業継承応援事業」、さらに阿武町出身者の全ての大学生、短大生、高専生、専門学校生を対象に阿武町の季節の特産品を宅配する、④「ふるさと阿武町学生応援便事業」、そして町内の農林水産業の生産者や直売施設等を対象に、流通改善を目的とした施設の整備に補助を行う、⑤「流通改善支援事業」、そして農業経営資金等に3年間の利子補給を行う、⑥「農業者支援資金利子補給補助金事業」につきましては、現在、この6つの事業につきましては、現在防災行政無線、そしてホームページ等で周知に努めておりまして、詳細につきましては、この19日配布の「広報あぶ6月号」で詳細をお知らせする事としております。なお、「ふるさと阿武町学生応援便事業」や「特別定額給付金事業」については、テレビ、新聞で報道されるなど反響もあり、現在、いずれの事業も多く問い合わせをいただいておりますが、申請の相談等につきましては、温かい対応に努めて参っておるところであります。

次に、「新型コロナウイルス対策の展開」についてであります。新型コロ

ナウイルスにつきましては、ワクチンが開発されるまでは、このまま収束といった事はないと言われております。言い換えれば、これまでの生活様式を、ウィズコロナ、アフターコロナ、ポストコロナ社会、これを、新しい生活様式で順応していかなければならないという事であります。これは、具体的には、3つの密を避けるなど、感染症対策には万全を期すとともに、新型コロナウイルスによって、「集中」から「分散」、そして改めて農山漁村の価値の見直し、また在宅勤務をはじめ、新しい働き方、通信技術を活用した学習方法、このほかにも商売のあり方や、移動や旅行など生活のあらゆる場面で変革が求められていると思います。私は、この事で言うと、阿武町のあらゆる事が「ピンチ」が「チャンス」に変える事ができると考えております。具体的には、田舎暮らしには、正に3つの密とは対局にあり、価値観の変化の中で、都市部からの人の流れは確実に生まれるというふうに思いますし、受け皿としての一次産業の振興、また、通信環境を整備すれば、今後、仕事にしても学習にしても、地方にいても都市部と遜色のない環境を得る事ができる事が実証されましたので、若者に夢のある、しごとづくりやサポートを今後しっかりと図って参りたいというふうに思います。また、町では、地方創生「まちづくり縁側推進プロジェクト」として、キャンプフィールドやビシターセンターの整備、体験プログラムの造成を図って参りますが、これらアウトドア・アクティビティについても、やはり今後は都市の人々をはじめ、一層の需要が喚起されるものだと思います。そして、私は、こうした価値観の「コペルニクスの転回」の今こそ、情報発信の重要性を強く認識し、情報通信基盤の光ファイバー化による整備と、専任を据えた上での情報発信力の強化と訴求力の強い映像の多用化を図っていきたいと考えているところであり、議員各位のご理解を賜りますようどうぞよろしくお願いを申し上げます、市原議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長 教育長。

○**教育長** 続きまして、学校教育関係のご質問にお答えいたします。

市原議員のご質問は「新型コロナウイルスに対する児童生徒の正しい理解と心のケアを含めた健康管理への学校の対応」、及び「福賀小学校と阿武小学校の遠隔合同授業の実施」の2点と捉えております。

はじめに、学校における新型コロナウイルスに対する正しい理解を図るための指導についてお答えいたします。議員が言われました「正しく怖れる」ためには、新型コロナウイルスへの理解が必要であると考えます。そのために、まず児童生徒に身近に関わる教職員が新型コロナウイルスを正しく理解する事が重要であり、各学校において文部科学省からの指導資料や専門書などの資料をもとに研修を行い、それを基に、一人ひとりができる事をしっかりとやっていく事で感染予防や感染拡大防止になる事を児童生徒に理解させ、自分の生活や体調を振り返り、適切に行動できるように色々な機会を捉えて指導しているところです。例にとりますと、福賀小学校では、養護教諭が紙芝居にして、「新型コロナウイルスに感染するとどうなるのか」「なぜあまり重症化しない児童も対策をするのか」といった事を指導いたしました。次に、心のケアを含め健康管理についてですが、臨時休業が長期にわたる事で、外出せずに家で過ごす事が多く、ストレスが溜まっていく事や、うつ状態、倦怠感、無気力感、さらにはゲーム依存症など、心の問題も生じやすくなっている事は日本全国で危惧され、心のケアの重要性が指摘されております。この事から、阿武町においては、臨時休業中の5月7日以降においては、学年に分けた2時間程度の分散登校を実施し、友達と過ごす時間を設け、19日からは給食を実施して在校時間を平常に近い時間にして授業等を実施するなど、児童生徒の様子を把握しながら、再開に向けて心と体を整えるための準備期間を設けたところです。学校再開後には、児童生徒の言動の様子や生活に関わるアンケート等から一人ひとりの心理面を把握する事に努めるとともに、教育相談を実施し、必要に応じて家庭と

の連携を図っていく事しております。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携できる体制も整えております。さらに、教職員研修も実施しており、阿武中学校では、スクールカウンセラーを招いてストレス等からくる生徒のSOSを見逃さない手立てや、生徒への具体的な対応について研修を行い、実践しているところです。なお、現在のところ新型コロナウイルスによる心の問題を抱えている児童生徒の報告はございません。

次に、日々の健康管理の取組についてお答えいたします。学校再開にあたり町内の各小中学校において策定した「新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止対策」や、文部科学省から出されました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿った健康管理を実施しております。その内容としましては、まず、密閉、密集、密接を避ける事を基本とした環境づくりをしています。阿武中学校を例にとりますと、生徒が密集、密接しないように学年の教室配置を変更するとともに、学年別に使用するトイレや手洗い場の割り当てをしております。阿武小学校では、手洗い場で密集しないように順番を待つ位置にラインを表示し、適切な距離がとれるようにしています。さらに、各学校において、教室の座席の間隔を広くとる、窓を開け換気をする、グループ活動を必要最小限にし、話し合いの際には大声を避けるなどの対策を取っております。また、児童生徒の生活習慣として、マスク着用や咳エチケット、石鹸による手洗いの徹底を図っております。阿武小学校では、石鹸による正しい手洗いについて、学校薬剤師会から講師を招いて児童に指導する事で徹底を図っております。さらに、登校時の手指の消毒、健康チェックと検温、施設設備の消毒の徹底を図るなど、感染予防や感染拡大防止に向けた対策を講じて健康管理をしているところです。

続きまして、「福賀小学校と阿武小学校の遠隔合同授業について」お答えいたします。福賀小学校と阿武小学校との遠隔合同授業については、教育委員会

といたしましても積極的に推進して参りたいと考えております。そのためにも必要なハード面での整備であり、教育委員会では遠隔合同授業やオンライン学習、授業でのICTの活用などを目指しており、そのための児童生徒1人1台の端末整備を含めた一般会計補正予算について、6月1日の臨時議会で議決いただいたところです。この事業を実施するにあたり、阿武町の児童生徒の家庭で利用できるインターネットやICTの調査を行いました。家庭にインターネット環境がある児童生徒の割合は77.6%、パソコンやタブレット等、インターネットを利用して学習できる機器が家庭にある児童生徒の割合は67.2%でした。今回の端末整備は、1人1台貸与する方針ですので、学校で利用する事はもちろんですが、携帯電話の電波でも利用できるセルラーモデルを導入する予定であり、全家庭において学習に利用が可能となります。また、遠隔合同授業においても通信状態がWiFiよりも良好になる事が期待できますので、スムーズに行えるものと考えております。また、端末整備とともに、遠隔合同授業の機能強化のためウェブカメラ等の機材の購入も計画しているところです。この端末等の整備が終了したのち、阿武小学校と福賀小学校では単式学級と、複式学級という学習のスタイルの違いはありますが、各教科や総合的な学習の時間などで遠隔合同授業の実施に着手し、効果的な学習が展開できるようにしたいと考えております。そのため、機器の導入と合わせて、機材やソフトウェアを活用するための教職員向けの研修の機会を多く設けたいと考えております。今後できるだけ早急に環境整備をし、遠隔合同授業ができるようにしていきますのでご理解をお願いいたします。以上、市原議員のご質問へのお答といたします。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。1番、市原 旭君。

○1番 市原 旭 再質問というか、丁寧な説明をいただきましたので私なりの今についての意見を述べさせていただきたいと思います。町独自のユニークな取り組みとして「ふるさと阿武町学生支援便」の募集を開始されております。既に防災無線で放送されまして、また前回一般質問をしましたがけれども、SNSでも利用されておましてフェイスブックにも掲載されておりました。しかもみどり保育園の松浦園長の動画付きという大変ユニークな試みをされておられまして、阿武町から巣立った彼ら彼女たちの心に響くメッセージ性の強いものであり、大変友好的であると思います。この取り組みがふるさとを思う気持ちにつながり郷愁となっていけば、いつかふるさとで過ごしたいという事にもつながっていくのではないかなというふうにも思いました。先ほども述べましたように今回のコロナ禍を単に災いと捉えるのではなくまちづくりにつなげてほしいと切に願っているところであります。何かありましたらお願いします。

○議長 町長。

○町長 今、ふるさと阿武町学生応援便の事業について、私も阿武町のホームページ見て、まさか松浦園長まで動画出演しているというのは見てびっくりしまして、でも本当にあの、なんか心が打たれるようなそんな感じで温かい気持ちになりました。ああいった事を通じてですね、たまたま今地元の産品を年3回送ってふるさとを思い出してもらおうとともに、ふるさとの良さを認識しつながりをつけていく、そしてもっと先にはふるさとに帰ってきてふるさとに貢献して、全ての人がそうなるとはないでしょうけど、まあその一部であってもそういう事になればいいなあというふうな思いの中でやっておるところでございまして、あの本当に職員が色々そういう努力をしながら工夫を重ねながら動画等を作り、そして色んなメディアを使ってそういったものを発信していくというふうな事ですから、本当にマスコミ等でも取り上げていただいたわけでありまして。そして今既に申請書も上がってきております。私も何人かの、

「ああ、あそこの息子だなあ」というような事を見ながら上がってきておりますから、ぜひこの事業については対象の方については、まあ一応申請主義になっておりますけれども、対象の方は全員の方に申請していただいて、また阿武町の良さも再認識していただきたいなあという事です。まあいずれにしても色々な事業を展開していく時に、こうした心の通う色々な事業をまた発想していかなくちゃならないし、また皆さん方へのさっきの「伝える」と「伝わる」は違うという事がありますから、伝わるようなこう伝え方をしていく事が必要だなというような事でございます。以上です。

○議長 1番、再々質問はありますか。

(1番、市原 旭議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問ないようですので、続いて、2項目目の質問を許します。1番、市原 旭君、ご登壇ください。

○1番 市原 旭 それでは続きまして、2項目目「地域コーディネーター」について伺います。これまでに、阿武町版総合戦略にもアドバイザー、あるいはコーディネーターという言葉が出てきますが、私の思っている「地域コーディネーター」とは、地域の様々な立場、目的で存在する団体、個人をそれぞれの目的や意図をつないで地域づくりという戦略をもって活動する「地域コーディネートをする人」の事を表します。また、地域貢献をしたいと考えている方々をマッチングし、新たな展開にチャレンジできる場と機会をつくりつないでいくのが「地域コーディネーター」の役割だと私は考えています。昨年、連続講座「地域経営のはじめ方」というセミナーに参加しました。地域づくりを行いながら地域経営を行っていかこうとするセミナーでありました。主催は山口県で、講師は、皆さんよくご存知の一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所 所長 藤山 浩 氏でありました。基本編、現地視察など9月から1月までの全5回といった期間でありました。この時に出会ったのが阿東地福の「NPO法

人ほほえみの郷トイトイ」の事務局の高田新一郎さんでした。この時は、現地視察先の講師という立場でしたが、高田さんの話は、後にまた触れる事となります。このセミナーでは、そういった山口県の先進地事例をはじめ、島根県邑南町での現地視察や全国の事例を学びました。参加者は、阿武町からは、私以外の参加はありませんでしたが、萩市の職員や他の市町の職員も複数参加されていました。それから地域に「デマンドバス」を立ち上げたいとする美祢市赤郷地区の方々とか市町のまちづくり、地域づくりの担当者や県の職員といった様々な立場、職種の方々が受講されていました。今後も類似の研修があるかと思えますし、既に皆様方には受講されておられる方も多いと思えますけれども、職員はもちろんですが、住民の方々にも積極的に薦められたら良いと思えます。地域づくりに積極的な人材づくりもしていくべきだと考えます。余談になりますが、美祢市赤郷地区ではその後「デマンドバス」の立ち上げがされております。セミナーの内容ですけれども、前半、藤山氏と先進地の代表の講義と質疑、後半は、班別のグループ討議と班ごとの結果発表という形でありました。ある時の討議で今回述べます「地域コーディネーター」が話題となりました。地域づくりを考える時に、地域の高齢化、人口減に対して「どうにかしたい」という地域の思いから、各地で外部委託したコーディネーターを導入するのだが、自ら派遣依頼をしたコーディネーターに対し、集落の歴史、伝統といった意識を強要し「郷に入れば郷に従え」「朱に交われば赤くなれ」と、地元至上主義を押しつけ、単に労働者という位置づけに追いやり、本来の目的であるアイデアを生かす事なく契約期間を終えてしまうといった安易な例が多いという事を聞きました。その地域のためにといくらアイデアを絞っても、住民が率先して動かない事には、何も変わらないという話でした。私にもどこか曲がった地域愛が同様にあり、反省すべき耳の痛い話ではありました。ある参加者から「やはり地元の方が主体性を持って 今後の地域の在り方、目標を描く

事が大切。あくまでも主役は、地元の方であるべき。地元の方が主導的に動きアドバイスするのがコーディネーターという役目だろう。もっと言えば地元を知り尽くした地元の人がコーディネーターである事が最も有効で効率的だ。」といった意見があった事も今回印象深く覚えています。さて、その後「NPO 法人ほほえみの郷トイトイ」の事務局の高田さんとは、3月に福賀地区で開催された「福賀の暮らしを地域で考える会」で再会。その会が招いた講師でした。そしてさらに、先日わざわざ私が所属しております「福の里」に相談があるからという事で来られました。相談内容は、「ほほえみの郷トイトイ」が経営する店舗で「鮮魚の取り扱いをして欲しいとのご高齢の住民の方々からの要望が強くなるのでこれに対応したい」といった内容でありました。早速に(株)宇田郷定置網を紹介し、その後、連絡が入り良い話になったとの事でありました。その話を聞き、地域づくりを主たる目的としている者同士が連携をとるといった新しい展開が生まれた事、私も誰かのためになったと喜ばしく思いました。その時に 雑談も含め半日近く話している中で、地域を一つの会社に見立て地域に循環する会社組織ができてくるといいですね、といった話で盛り上がりました。これは、私の友人であり同級生である彼が言っていた「株式会社福賀」と同じ様な考えであった事に大変驚きました。行き着く処は、そこなのかも知れないと改めてしみじみと感じたところでもあります。また、高田さんは「地域コーディネーター」と呼ぶにふさわしい方であろうかと思えます。福賀の講演の中で「人口減少や高齢化が進む中、将来的な問題にも備えた地域で支え合う仕組み」を作る事が「地域の不安を取り除き安心を生み出す」と言われていました。この事は、町長からも話がありました「町づくりアンケート」等に出てきた小さな困り事、交通、ゴミ出しなど地域の互助といった道を探ってみたいとする新しい事業にも通じるところがあると思えます。地域コーディネートするといった観点でも「小さな困り事」は、最も身近な問題提起であり、それに

対する改善は、住民の住みやすさに直結します。非常にいい着眼だと思います。今、町長の考える「小さな困り事」に対する対処方法（やり方や形など）、さらにその計画等答弁をお願いいたします。

3月に開かれた「福賀の暮らしを地域で考える会」は、交通網の再編が主たる目的でした。今後もそういった事を含めた話し合いを開きましょうという事でしたが、新型コロナウイルスの影響もあり、未だに2回目は行われておりません。やはり、ここでも思う事は、事務局になるような「コーディネーター的な人材」が必要だと感じます。また、国や県において、地域づくりに関する様々な補助事業があり、実行事例もあります。ですが、一般の住民には、正直縁遠い感が否めません。そういった点でも専門的な「コーディネーターの存在」、事務局が必要だと考えますが町長のご見解を求めます。

今回、町では、「集落支援員」を募集しています。要項によれば【「持続可能なまちづくり」のため、町内各集落をつなぐ事で、滞在型交流拠点を中心としたつながりを作るべく、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を募集します。】とされています。現在の「集落支援員」は、阿武町暮らし支援センター shiBanoに勤務されている2名だと思いますが、今回募集の「集落支援員」は、滞在型交流拠点「キャンプフィールド」と「ビジターセンター」で勤務するという事なのでしょうか。私の思っている「地域コーディネーター」とは、違う任務であるようですが、具体的に、どのような業務をされるのか、その計画を伺います。

身近にある問題に対し、地域内にある各団体、あるいは個人を結びつけて地域全体で問題解決の糸口を紐解いていく、そんな「地域コーディネーター」を設ける事はできないでしょうか。事務的な作業、人と人を結びつける作業をすると同時に「地域コーディネーター」が起案者となって「地域の再生、新しい形をコーディネートしていく組織」へつながっていければ、雇用が生まれ新し

い人の定住につながっていく事も夢ではないと思います。私が提案しているような内容の業務を目的とした「集落支援員」を各地域に設ける事はできないでしょうか。町長のご見解を求めます。

○議長 ただ今の1番、市原 旭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 「地域コーディネーター」についてであります。大きくは4つだというふうに思いますが、まず、1点目、「小さな困り事に対処する方法」についてであります。

過疎化、少子高齢化の進む阿武町において、ゴミ出しや電球の取り替え、バス停まで出る事が困難など、小さな困り事は年々増えており、第7次阿武町総合計画策定の際に実施した、まちづくりアンケートやヒアリングにおいても大きな課題の一つとして鮮明になったところであります。地域自治において「協働」・「共創」のまちづくりを推進していくためには、やはり「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の役割分担と連携が求められておりますが、本町の人口構成を見ると、これから定年を迎える世代が多い事から、定年世代の地域社会における役割とその活躍が期待をされているところであります。こうした中で、今春、福賀地区において「福賀の暮らしを地域で考える会」が立ち上がり、取っかかりとして、あくまでも取っかかりではありますが、福賀の暮らしを支える上で柱となる、地域交通のあり方についての話し合いが始まったと聞いているところであります。この事は、地元「昭和会」の皆さんをはじめ、住民有志の皆さんの方から「地域をこうしたい」、「しくみづくりについてはこう考えたい」といった、「地域のために自分たちは何ができるか」といった地域主導の動きが始まった事と受け止めており、これを聞いて、私も、大変嬉しく思ったところであります。また、JAの県一への統合に伴い、2年後を目安に、「JA福賀ふれあい店」の購買店舗の廃止計画が明らかになりました。

たが、これに対して、地域で買い支えていく事で、生活に必要な機能を残していきたいと、地元の方で購買運動が起こっていると聞き、これもまた、大変ありがたく、頼もしく思ったところであります。

こうした中、「小さな困り事」について、町の関わり合いではありますが、施策には、町主導で進めていく方が良い場合と、住民主導で進めていく方が良い場合と、それぞれあるかと思っておりますが、地域交通にしろ、買い物にしろ、そこには住民である利用者、つまり、「お客さん」がいて初めて事業としての継続性が担保されたわけであります。町では、平成24年度からコミュニティワゴンの運行事業を開始し、平成28年度からは、一時廃止されておりました福賀地区と奈古地区間の町営バスの運行も開始しましたが、運行開始にあたっては、住民の皆さんの声を聞きながら、最大公約数としてニーズをまとめて、しくみづくりを行った経緯があります。こうした中で、町営バスについては、地域交通システムとして、これまで一定の役割を果たしておりますけれども、一方で、バス停まで出て行く事が困難で利用しにくいとか、日中に奈古まで出かける目的があまりない、また乗り継ぎが不便であるなど、利用状況はあまり芳しくないというのが実情であります。奈古地区においても、近鉄タクシーが利用者の減少等により、営業日や営業時間が短縮になるなど、私も、一層の危機感を持っているところであります。もちろん、この事については、利用の促進とともに、改善を図っていかなければならないところでもありますが、町主導ですと、どうしても設置者、事業者サイドの視点が強く、「公平性の原則」の中では、利用者サイドの視点に欠けるところがどうしてもあります。

今回の福賀地区の動きを受けて、小さなソフト事業ではありますが、今年度、在宅の高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の生活や暮らしを守るためのしくみづくりについて、専門家による調査研究を行う、「新たな地域づくり調査研究事業」を設けたところであり、ここでの、町の役

割としては、知見を有した専門家を招致して、意見やアイデアの引き出し役（いわゆるファシリテーション、ファシリテーター）をしていただくとともに、「共助」、「互助」の視点で、皆さんから出た意見やアイデアを最大限に活かすべく、町としては後方支援をさせていただくといった、「新しい公共のあり方」を模索していきたいと考えておりました。例えば、コミュニティワゴンのような地域交通においては、ルートや運行方法は地域の皆さんの協議の結果に委ね、車両の提供や費用の負担といった事については「公助」として町が担うといった事もあるかと思います。そして、生活交通は正に生活の足として定住の基盤となるものでありますから、その目的は通院、買い物、金融機関、コミュニティなど生活全般に広がるものであります。一方で、過疎、少子高齢化の中でそのサービスは撤退、縮小する傾向にあります。こうした意味でも、これからも持続可能なまちづくりを行っていくためには、地域内循環を進めていく必要があります。食料品を地元で買う、薪の利用などによるエネルギーの自給率の向上、公共交通機関の利用、そして何よりも、町内で働く、町内で学べる環境を整えるなど今後一層重要になると考えております。

次に、2点目の、「専門的なコーディネーター、事務局的存在の必要性」についてであります。私も昨年2月、島根県邑南町に役場の若手職員と一緒に視察に行きましたが、そこでは、様々な地域の課題に対して、集落で合同会社を作って解決しているという事でありました。また、阿武町の地方創生でもお世話になっている、一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所の藤山浩さんも、市原議員ご指摘のとおり、地域を1つの経営体と捉えて、主体的に活動できるしくみづくりの必要性を提唱しておられます。山口市の阿東地福のNPO法人「ほほえみの郷トイトイ」の事務局長、高田新一郎さんは、確か、元は阿東の役場の職員であったと思いますが、地域のニーズに柔軟に対応し、地に足のついた活動を先ほどご紹介ありましたようにしておられます。いずれも、

住民主導の地域の課題解決にあたり、模索された結果であると思っておりますが、市原議員も自ら、こうした講座に進んで参加された事につきましては、地域の状況に危機感を感じられての事でありましょうし、またこうして培われた人脈については、ぜひこれからも地域に生かしていただきたいと願うところがあります。ご指摘の、集落の歴史と伝統を守り、「郷に入っては郷に従え」などの地域至上主義は、その昔は各集落の長老のもと、合意形成としてうまく機能した事もあるのでしょうけども、住民の考え方が多様化し、昨今の課題にはこうした「事なかれ主義」的な対応ではうまくいかない事が多くなっており、いつぞや広報紙の私の町長コラムの中でも書きました様に、「郷に入れば郷に従え」というのなら、郷には入らない」という人が多くなっている現代においては、多様性を認め、変化に対応する姿勢が大切なわけではありますが、これには意思決定に大きな労力を要し、これをまとめていく人材が大変な重要となっております。自治会の再編統合には、こうした人材確保の面もあるわけですが、先ほどの交通再編に向けての取り組みの様に、まずは、集落、また地区単位で、課題解決に向けて、こういった地域づくりがしたいという意思があつてこそ、それに対して町として専門家招聘やサポートを行う事については、先ほど申し上げましたとおりですが、それが集落をまたいだ大きな単位であれば、事務局の機能を担う人材も必要であろうかと考えます。そして、そこに集落支援員を配置する事もやぶさかではありませんが、そこでリーダーとなるのは決して専門のコーディネーターなどの外部の人材に頼るという事でなく、まずは地域の方で輩出していただくという事になろうかというふうに思います。

3点目の、「集落支援員の具体的な業務内容」についてであります。阿武町には、現在2人の集落支援員がいるのは先ほどご紹介のとおりでありまして、この2名は阿武町暮らし支援センターshiBanoを拠点に、移住相談や掘り起こし、そして奈古浦地区と河内集落の集落点検活動を行っております。また、今回募

集する集落支援員は、滞在型交流拠点に勤務する人材で、キャンプフィールドとビジターセンターで構成する、まちの縁側拠点施設において、「滞在時間の延長」、「消費の促進」、「阿武町の暮らしを知る」事で、「人」、「物」、「お金」の地域内循環を実現し、「持続可能なまちを目指す事」を目的としており、これには、阿武町の玄関口である道の駅との連携、体験プログラムの造成を通じて、集落の状況把握や情報連携など町内各集落と結ぶ事を任務として、主には、キャンプフィールドの運営を担う人材という事にしております。

最後に、4つ目の、「町内各地区への集落支援員の配置」についてでありますけれども、各地区に、集落支援員を設ける事は、理屈としては可能でありますけれども、配置にあたっては、地域コーディネーターの役割、資質、能力を明確にして、地域で体制を整えて取り組んでいく事も必要であります。ただ配置するだけでは持続性に欠け、市原議員のおっしゃる地域至上主義の押しつけなどもなってしまう可能性もあるため、そのところはやはり慎重に対応していくべきであろうと考えますので、今後の課題とさせていただきたいと思う次第であります。以上で終わります。

○議長 1番、時間が来ましたが再質問はありますか。

(1番、市原 旭議員「ありません」という声あり。)

○議長 これをもって1番、市原 旭君の一般質問を終わります。次に2番、池田倫拓君の一般質問を許します。ご登壇ください。

○2番 池田倫拓 本日、新型コロナウイルスによる学校へ影響についてという事で質問します。昨年末より、中国で発生した新型コロナウイルスですが、瞬く間に世界中で猛威を振るい多数の感染者と死者を伴う現状となっています。日本においては、緊急事態宣言が全国的に解除されて間もありませんが、第二波も懸念されまだまだ予断を許さない状況だと思えます。阿武町では、感染者は出てはいませんが影響がないわけではありません。そこで、学校への影響と

今後の取り組みについて質問します。

学校は、昨年度末に続き、新学期早々から休校となり5月25日より再開となりました。まず、基本となる必要な授業日数ですが、これは子ども達の負担やストレスにならないよう確保できるのでしょうか。

次に、休校中慣れない自粛生活で、生活リズムを崩したりストレスを溜めた子もいると思いますが、現状を把握し、ケアする事ができているのでしょうか。これから、密を避け感染予防しながらの授業となりますが、どのように対策し授業されますか。

また、子ども達はマスクを着用して生活する事と思います。これから夏を迎え暑くなり、熱中症など様々なケースが考えられますが、対策や対処方法は考えられていますか。

最後に、阿武町教育の特徴でもある、ふるさと教育ですが、コロナウイルス感染拡大予防の観点から、阿武町でも各種イベントの中止や自粛となり、子ども達が地域にふれる機会が減ります。授業日数も限られる中ではありますが、どのようにされるのでしょうか。

質問は以上となります。教育長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の2番、池田倫拓君の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 それでは池田議員の「新型コロナウイルスによる、学校への影響について」に関してのご質問にお答えいたします。議員のご質問は、新型コロナウイルスに関して「児童生徒にストレスや負担のない授業日数の確保」、「臨時休業明けの児童生徒の生活リズムとストレスへのケアの対策」、「授業での感染予防対策」、「マスク着用に伴う熱中症への対策」、「学校でのふるさと学習を通じた地域とふれあう機会の確保」の5点と捉えております。

まず、「児童生徒にストレスや負担のない授業日数の確保」についてお答え

いたします。正直に申せば全くストレスや負担がかからないとは言えません。しかし、授業日数を確保しなければ学習や行事等に支障が出て参ります事はご理解いただけるものと考えております。長期休業以外に、土曜日、または日曜日を授業日にする事もできますが、児童生徒の休日を少なくする事によるストレスや負担については同様と考えますし、さらに、教職員は週休日の振替として平日に交替で休まなくてはならなくなります。そのため、授業や行事等に支障が出てくる事が懸念される所であり、やむなく長期休業の短縮とした次第です。一方、児童生徒のストレスや負担の軽減を図っていく事も必要であります。そのためには、学校に登校する事が楽しく感じられるようにする事であるとと考えております。その方策としては、ICTの活用などで分かる授業を一層推進するとともに、遊びや部活動などを通じた児童生徒同士が交流する時間を確保する事、さらには、運動会や2学期に延期した修学旅行といった、児童生徒が楽しみにしている行事等を実施していく事が重要といえます。行事等については、実施に向けて各学校で新型コロナウイルスへの対策や内容の変更等について検討をしているところです。

次に、「臨時休業明けの児童生徒の生活リズムとストレスへのケア対策」についてお答えいたします。この事は、今申しましたように学校が楽しく感じられるように努力する事のほかに、市原議員のご質問への答弁でも申しましたように、児童生徒の言動の様子や生活アンケート等による変化の把握に努めており、教育相談の実施、必要があれば家庭との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携をして参ります。先ほど申しましたように心の問題を抱える児童生徒については現在のところ報告はありません。

続いて、授業での感染予防対策にお答えいたします。この事も、市原議員にお答えしましたように、座席の間隔を広く開ける事、マスクを着用する事、教室の換気をする事、石鹸による手洗いや手指の消毒の励行、施設設備の消毒、

グループ活動の制限、大声で話さないなどの対策をしておりますが、さらに詳しく申し上げますと、消しゴム等物の貸し借りをしない事、音楽の授業での合唱指導は2学期以降にする事、体育の指導では組み合ったり接触したりする競技は控える事等の対策を講じているところです。給食時間においては、同じ方向を向いて会話をせずに食べております。

次に、「マスク着用に伴う熱中症対策」についてお答えいたします。各学校では文部科学省からの通知をもとに、マスク着用時にはこまめに水分を補給する事を促すとともに、運動中や、屋外で十分な距離がとれる場合においては、必ずしもマスクを着用する必要がない事、登下校においても、会話を控え、距離を保って登下校できる場合にはマスクの着用は特に必要ない事について、児童生徒、保護者に周知して実践しているところです。ただ、スクールバスの車内においては冷房があり着用しても熱中症の心配がない事、児童生徒が密になる事、運転手への配慮などを考慮してマスク着用を義務付けております。また、6月に入り気温や教室内の温度が高くなってきたため、マスクを着用して過ごす児童生徒の健康と安全を守るために、エアコンの使用については使用許可温度や設定温度などについて、例年の規定を緩和してもよい事、エアコンを使用する際も教室の四隅の窓を少し開けておく事などを学校に通知しております。

続きまして、「学校でのふるさと学習を通じた地域とふれあう機会の確保」についてお答えいたします。議員のおっしゃる通り、学校外で児童生徒が参加するという体験を通して地域を学んだり理解したりする機会が減ってしまった事は大変残念に思っております。特に、阿武中学校の生徒に呼びかけ、多数の参加希望を受けていた地域貢献ボランティアが全くとっていいほど実施できておりません。生徒の自己効力感、自己有用感を高め、また、地域の人とともに地域のために何かをやりきるという達成感を味わう機会になるこの地域貢献ボランティアを何とか実施できるよう、新型コロナウイルスの状況を見

ながら方策を練って参ります。なお、現在、地元有志による地域を盛り上げるための歌とダンスを制作する計画があり、少人数ではありますが、阿武中学校の有志の生徒が参加する事になっております。さらに、各教科等や総合的な学習の時間といった教育課程に位置付けられているものについては、新型コロナウイルス感染対策を取りながら現在も少しずつではありますが実施をしています。実施を終えたものとしまして、阿武小学校ではキウイの花付け体験、そして田植え、福賀小学校ではスイカの植え付けなどがございます。また、新たな取組として阿武小学校と阿武中学校では、児童生徒が阿武町に誇りをもち、さらに好きになるようにする事を狙いとして、社会科や総合的な学習の時間の授業において町の集落支援員と連携し、地域の人と関わりながら町内の人や産業等を対象にした調査学習や探究学習を行う計画を立てています。臨時休業により今まで実施できなかったその他のふるさと学習についても、今後授業日数を確保する事で、時期や方法を再検討して可能な限り実施できるよう教育委員会と学校が連携して取組んでいきたいと考えているところであり、ご理解をいただきたいと思っております。以上で、池田議員のご質問へのお答といたします。

○議長 2番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。2番、池田倫拓君。

○2番 池田倫拓 幸いな事に今阿武町の学校にはエアコン等設備がしっかりされておるんで、熱中症のリスクも多少は少ないのかなというのはありますが、そうですね、小学校においては6年生はやっぱり最後の学年にもなります。そういった部分でこう卒業までにしっかりとした思い出づくりをさせてあげたいという部分もありますので、しっかりとしたカリキュラムを組んでいただいてやってもらえればと思います。そして中学校3年においては進学に関わる学年でもありますので、これがどのようにか影響が出ていけませんので、そ

の辺のカリキュラム的な部分を多少一部教育委員会の高校入試などの問題枠の削減など色々言われてますがその辺を少し教えてもらえればと思います。

○議長 教育長。

○教育長 阿武小学校6年生と中学校3年生ですが学校の最終学年になりますが、その子達に思い出をしっかりと作らせるという事でございますけれども、先ほど申しましたように、思い出、子ども達同志の交流、そして特に修学旅行等もあるかと思えます。子ども達に聞きますと一番の思い出は修学旅行だったという答えが返って参りますように、今9月を予定しております。これについては当然コロナウイルス対策等を取りながら今現在実施する方向で進めているところです。その他運動会についてもですね、できるだけ実施をしていきたいと考えておりますが、このあたりもウイルス対策の大変難しいところもありますけれども、できるだけという事で学校と協議をしていきたいと思っております。そういうふうに行事等しっかりと時間を取ってですね、例年通りできるだけできるように進めていきたいと考えております。また進学等含めて学習ですけども、これについても夏季休業を短縮して時間等を取っております。それに合わせてしっかりと進めていくという事を考えておりますし、中学3年生につきましては例年7時間授業等2学期から進めておりますけれども、本年もそういう形で7時間授業等をとってしっかりと基礎基本から、そして活用力そういったものを身につけていけるよう、また高校入試の対策としましてもですね、補習等も考えておりますので、やっていきたいと思えます。また、高校入試の内容についてはですね、まだ県教委の方からはっきり出ておりませんのでこの場では少し回答を控えさせていただきます。以上でございます。

○議長 2番、再々質問はありますか。

(2番、池田倫拓議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問がないようですので、これをもって2番、池田倫拓君の一般

質問を終わります。

ここで、会議を閉じて昼食のため休憩します。午後は1時から再開します。

休 憩 11時59分

再 開 12時58分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。それでは7番、中野祥太郎君、ご登壇ください。

○7番 中野祥太郎 それでは、午後からの一般質問をさせていただきます。今日の一般質問では本来、「陸上配備型迎撃ミサイルシステムイージス・アショア」について、政府が陸上自衛隊新屋演習場(秋田でございますが)への配備を断念する方針を固め、新たな候補地の再選定を本格化させた事を踏まえて、陸上自衛隊むつみ演習場への配備についても、いよいよ最終決断が出るころではと思い、阿武町でも何か対策を講じる必要があるのではと一般質問を考えていました。

ところが、6月15日に河野太郎防衛相より、唐突に「陸上配備型迎撃ミサイルシステムイージス・アショア」の配備計画を停止すると表明されました。主な理由が、迎撃ミサイルを打ち上げた際に切り離す推進装置、ブースターが落下する際の安全性を担保するには、システムの大幅な改修が必要になる事が判明したためと説明されています。防衛省から、今まで何度もの説明会の中で、むつみ演習場では、ブースターを演習場内に落下するように誘導できると言い切っておられました。今までの説明は何であったのだろうか、住民、国民の声をないがしろにし、非常に腹立たしく強く憤りを感じました。

しかし、取りあえず当面むつみ演習場への「イージス・アショア」の配備が無くなった事は、非常に嬉しい出来事であり、これまで配備に反対してきた阿武町にとってはこの上もない良い結果でございます。さらに、今日6月17日本

日の朝日の朝刊には、安倍首相は、秋田、山口両県で進めてきた「地上配備型迎撃システムイージス・アショア」の配備計画停止について、「地元への説明の前提が違った以上進めるわけにはいかない」と記者団に述べ、河野防衛相は代替地を検討しない考えを示し、政府は計画を断念する見通しとなっております。

そこで、花田町長にお聞きいたします。「イージス・アショア」の配備計画の停止を聞かれてどのように思われましたか。所感をいただきたいと思います。また、仮に再び配備計画が、仮にですが動き始めた場合にどのような対応をされるのか合わせてお聞きいたします。以上でございます。

○議長 ただ今の7番、中野祥太郎君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 ただ今のご質問は、一昨日河野防衛大臣が発表されました「イージス・アショアの配備に関するプロセスの停止」についての、私の感想とそしてこの話が再度動き出した場合についての対応であります。

この事につきましては、冒頭の挨拶の中で若干触れさせていただいたところではありますが、一報は一昨日の（15日ではありますが）夕方の5時40分頃でしょうか、私が一般質問の答弁書を書き終えて、ちょうど駐車場の車に乗り込もうとした時に、あるマスコミの方から電話があり、河野防衛大臣が、「イージス・アショアの配備についてそのプロセスを停止する。」との表明があったというふうなお話がありました。大変驚いたわけでありまして、すぐに役場本庁に引き返したところ、程なくマスコミの取材や電話が殺到して参りまして、そうこうしている内に、夕方6時12分頃に、私のスマホに河野防衛大臣から直接電話が入りまして、長期にわたりイージス・アショアの件で大変迷惑をかけ申し訳なかった旨の謝罪と、配備に関するプロセスを停止する事、そして、その理由等について説明があり、近日中に山口県に赴いて直接謝罪がしたいとの事であ

りました。ちなみに、ここで、この一般質問はテレビ放映もありますので、町民の方にも正しく知っていただくためにも、受け取った文書も参ったわけですが、受け取った文書をここで読まさせていただきます。令和2年6月15日防衛省。イージス・アショアの配備について、1. 事実関係 むつみ演習場への配備については、2018年(平成30年)8月以降、地元に対してそれまでの米側との(アメリカですね)協議を踏まえ、迎撃ミサイルSM-3の飛翔経路をコントロールし、ブースターをむつみ演習場内に落下させるための措置をしっかりと講じる旨説明をしてきた。秋田についても、同年8月以降新屋演習場の場合、ブースターは海に落下する旨説明してきた。しかしながら、その後引き続き米側との協議を行い検討を進めてきた結果、本年5月下旬、SM-3の飛翔経路をコントロールし演習場内、または海上に確実に落下させるためには、ソフトウェアのみならずハードウェアを含めシステム全体の大幅な改修が必要となり、相当のコストと期間を要する事が判明した。2. 今後の対応 防衛省としては、この追加のコスト及び期間に鑑み、イージス・アショアの配備に関するプロセスを停止する。今後の対応については、まずは防衛省として、地元の皆様にお詫びとご説明を申し上げ、国家安全保障会議に今般の状況を報告の上、その議論を踏まえて検討して参りたい。以上。というふうな文書がきた(メールが届いた)わけであります。

今読んだとおりでありまして、正に晴天の霹靂という言葉がありますが、本当に驚きましたけども、考えてみれば、一昨年9月20日の議会において、町民からの反対の請願の議会採択に合わせて町長としての正式な反対表明をしたところであり、今までぶれる事なく意思を貫徹してきたところであり、また、中には精神的にも大変しんどい時期もなかったわけではありませんが、その意味でも本当に喜ばしい事であります。配備に関するプロセスの停止という言葉は何とも分かりにくい国特有の表現だろうと思いますが、多分これが防衛大臣

として現時点での表現の限界であり、今後の国のスケジュールとしては、多分国の意思決定のルールとしてこのプロセスの停止をNSC（国家安全保障会議）に報告の上、その議論を踏まえて最終判断をし閣議決定をするという事であろうと推測をするわけでありますので、今現在直ちに白紙撤回という事ではありませんので楽観はできませんが、今日の新聞各紙には、安倍総理の「この事を進めるわけにはいかない。」旨のお考えも報道されており、そうなる事を私もそうなる事を希望しながら国の議論の行方をしっかりと見守っていきたいと思っております。なお、河野防衛大臣には、その時に私の方から電話の時に私の方から、「今回の英断に感謝を申し上げるとともに早期に国家安全保障会議を開いていただき、何卒白紙撤回になりますようお願いいたします。」と申しあげました。いずれにいたしましても、今回こうした判断が下された背景には議員各位をはじめ町民の皆様や阿武町民の会の力強い運動が表向きの直接的な理由には挙がっていませんが、実際にはしっかりと国に伝わり結果的に大きく国を動かしたのではないかと私は確信をしています。皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。私も、今後とも町民の方々に寄り添い気を緩める事なく議会とそして町民とともに町を上げて最後の最後まで意思を貫いていく所存であります。なお、もしこの話が再び動き始めた場合というふうな事でありますけども、もちろん、町民の安全・安心の確保が私の最大の使命、責務でありますので、議会や町民の皆様のご支援をいただき今まで同様に皆様とともにぶれる事なく活動をして参りたいと思います。そうした事がないようお願いわけでありますが、万が一そうした機会が発生した場合には、今一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして簡単でありますけども答弁とさせていただきます。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（7番、中野祥太郎議員「ありません」という声あり。）

○議長 再質問ないようですので、これをもって7番、中野祥太郎君の一般質問を終わります。

次に、3番、伊藤敬久君、ご登壇ください。

○3番 伊藤敬久 ただ今から、新型コロナウイルス対策についての質問を経過を話しながら質問いたします。新型コロナウイルス感染症は、昨年、中国・武漢で確認をされ感染が拡大しました。それを受けて1月16日には日本でも最初の確認がなされました。確認された1ヶ月後、2月27日には全国の小中高の学校に対して一斉に休校するよう要請がされたところであります。また、その1ヶ月後の4月7日に首都圏7都府県に緊急事態宣言が出されるなど、新型コロナウイルスは短期間で拡大するというそんな恐ろしい感染症であります。その後、全国に拡大したため4月16日に政府は緊急事態宣言を全ての都道府県に発令された事をご承知のとおりです。

政府は、この拡大防止対策として、人と人の接触を70～80%削減をする必要があるとして、不要不急の外出の自粛、生活用品販売以外の事業活動の自粛が打ち出されました。新型コロナ対策を実行していくために、国民には生活支援対策が出され、事業者に対しては緊急経済対策が出されました。これを受けて、5月1日、第2回阿武町議会臨時会が開催された事をご承知のとおりです。この中で、国民の生活支援対策としての特別定額給付金外3対策、事業者に対して緊急経済支援対策として、国は持続化給付金外4対策、県は小規模事業者支援事業補助金外2対策、合わせて本町は独自の対策として新型コロナウイルス感染症対応緊急資金の融資保証及び利子補給の助成する外4件の支援対策を盛り込んだ令和2年度阿武町一般会計補正予算(第1回)が上程され、審議の結果、全会一致で可決されたところです。また、追加支援対策として、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した新生児の保護者に1人当たり10万円を給付する阿武町特別定額給付金給付事業外17件が、6月1日臨時

議会において補正予算(第2回)として上程され、これも全会一致で可決したところでございます。内容については「広報あぶ」5月号・6月号に掲載されていますので見ていただきたいと思います。また、町民の皆さんにお伝えしたい事は、先ほど市原議員の質問の中でもありました特別定額給付金の交付については、町長の指揮のもとで、日常業務がある中、町職員一丸となって取り組み、5月28日現在で町民3,214人中、91.85%の方が支給されトラブルなく振り込まれました事は皆さんに報告をしたい。その取り組みに対して、取り組まれた町の職員に対してその労をねぎらい、その努力と行動に対し感謝を申し上げたいと思います。大変お疲れでございました。また、町民の皆さんにおいては、緊急事態宣言の発信後、3密(密閉・密集・密接)の自粛、手洗いや他人との距離を保つ、不要不急の外出の自粛、感染地に行かない、家族や親戚に帰省をしないように要請する等の対策が行われ、コロナウイルスを持ち込まない、持ち込ませない取り組みを守っていただき、緊急事態宣言中、コロナウイルス感染者が発生していない事は、町民の皆さんの「移らない・移さない」強い思いの自覚と行動があったからと思っております。しかし、政府は大型連休中の感染者の減少が全国的に予想を下回っているとして、緊急事態宣言を5月末まで延長すると発表されたのですが、5月14日に山口県を含む39県は感染者が発生していない、または減少しているとして、緊急事態宣言が解除されました。5月21日には関西圏の3府県が解除、25日には首都圏4都県と北海道が解除され、5月26日には全ての都道府県の緊急事態宣言が解除されたところです。しかし、新型コロナウイルスは感染して発症する人、感染しても発症しない人もあり、発病しない人は、本人が保菌者である事が分からない、これほどやっかいな病原菌です。気を緩めるとすぐ感染が蔓延し第2波の感染が危惧されているところです。また、第2波の感染症を防止するために「新しい生活様式」3密を避ける・マスクの着用・こまめな手洗い・喉エチケットを守り

身体距離を確保して感染の見られる地域からの帰省や来訪者等の自粛を働きかける等が打ち出されたところです。山口県においては、福岡県を除く県間移動は緩和をされ、事業者には感染防止対策を十分実施しての経済活動されるよう要請されているところです。まあ専門家によると、治療薬の完成まで約1年、ワクチン完成までは2年程度かかると言われております。新型コロナウイルスの感染は、緊急事態宣言が解除された以後も、北九州では第2波の感染が発生し、東京都は東京アラートが発表されていましたが、6月11日東京アラートが解除になりました。6月12日新型コロナウイルス対策を検証するため全国知事会が開催をされ、政府が県境をまたぐ移動自粛の全面解除や入居緩和が検討される事を念頭に体制整備の会合を持たれたと聞いております。19日には県間移動を全面的に解除するというふうに政府は判断するというふうに報道されております。その日にですね、53日間発生0人だった鹿児島県が1人発生したと報道されました。そのようにいつ発生するか分からない新型コロナウイルス感染がまだ続いている中、本町は各種イベントや集会を中止または延期をされております。そこで町長に伺います。

1つは、ジャズコンサート、スイムランは本年は中止、また、町制65周年記念事業である八代亜紀コンサートは延期されています。感染予防対策の中50人規模の少人数のイベントは容認されています。それ以上については定員の半数以内でのイベントは可能とされているところですが、広く町内外からお客さんが来られるコンサートは感染リスクは高まるので、八代亜紀コンサートは、私としては中止した方が良いのではないかと考えていますが、町長はどのようにお考えでおられますか。

2点目は、キャンプフィールドの建設です。3月議会で関係人口を増やし阿武町に人を呼び込む施設としての説明を受け私も建設に賛成しました。しかし、新型コロナウイルス感染症がこれほどやっかいな感染症と想像もできないと

ころです。平常の日常生活が行われている時ならいざ知らず「新しい生活様式」での生活が求められている時、また、町民・町内事業者がコロナウイルスと戦っている非常事態のとき、7億円をかけたレジャー施設キャンプフィールド建設は町民の感情としていかがなものかと私は思います。そして、今は凍結をし建設はコロナウイルスワクチンの開発や治療薬ができ、終息宣言が発令される予報があるか、または、感染が起こる前の日常生活が取り戻せた時に検討し建設をすべきではないかと考えていますが、どのように考えておられるかお伺いします。

3点目は、新型コロナウイルス対策として、6月1日から萩市休日救急センターの駐車場に、ドライブスルー方式の発熱外来が開設され、高校生以上の発熱者やかかりつけ医の検査を必要とされる人は、予約をして検査が受けられる事になりました。しかし、原則として自家用車での来院の上、そのまま自家用車で待機し受診する事になっております。車のない方については、仮設ハウスで待機し、所定の場所で受診する事になっております。阿武町では高齢者が多く、また、車のない町民の方が発熱や風邪症状を訴えた場合、町としてどのように対応される予定がありますか伺います。以上3点、町長のお考えをお伺いします。

○議長 ただ今の3番、伊藤敬久君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 伊藤議員からは、大きく3点のご質問をいただきましたが、1点目の八代亜紀のコンサートにつきましては、教育委員会が所管しておりますので、後ほど教育長の方から答弁をさせていただきます。

それでは、2点目の「キャンプフィールドの建設について」であります。 「新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない現下にあって、キャンプフィールドの建設を凍結してはどうか」というふうな事であります。ご案内のよう

に、この事業につきましては、本年3月に国の「地域再生計画」の認定を受け、地方創生「まちの縁側推進プロジェクト」の一環として事業を実施する事業であります。本事業は、ご案内のとおり、アウトドアメーカーのトップブランドの「株式会社スノーピーク地方創生コンサルタント」のサポートを受けながら、魅力的なキャンプフィールドの建設により、町外から多くの人を呼び込むとともに、町内での滞在時間を長くして、その事が、道の駅をはじめ町内での購買力を喚起し、合わせて設置する「阿武町版観光DMO」の機能により、町内各地区への動線を作り、各地域、団体、個人、団体が行う体験プログラム等により、町内に「稼ぐしくみ」をつくり、「人」、「物」、「お金」の町内循環を促がし、持続可能なまちづくりを進めようとするものであります。顧客ターゲットは30代から40代のファミリー層で、阿武町への往来を通じて、いわゆる「関係人口」、そして「定住人口」へのステップを進めていこうという狙いで実施するものであります。こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、町内の一部産業生産者、また製造業の事業所、飲食業をはじめとするサービス業で大きな影響があり、売り上げの減少をもたらしました。この先の第2波、3波も予断を許さない中では、私は、今回を乗り越えれば、コロナ以前の生活に戻る、完全に戻るという事はもはや考えられない。「新しい生活様式」に適合していく事で、ウィズコロナ、アフターコロナ、ポストコロナといわれる新たな社会を考えていく必要があると思っております。こうした中、この度の新型コロナウイルス感染症で影響が大きく出たのは、都市への過度の集中、「過密」の弊害が顕著に現れた結果ではないかと考えます。また、グローバル化の波の中で、インバウンドなど世界的な人の動きや、世界規模のサプライチェーンが、ある意味弊害をもたらしたとも言われています。これらの全てを否定するわけではありませんが、方向性は「集中」から「分散」であります。今回の様に大きなリスクを抱えながら、人が集中する都市、これの対局に地方が

あり「過疎」が進展してはいますが、一方で豊かな自然が残り、自給的な経済も生きています。今、空前のアウトドアブームと言われています。キャンプ場も第3次のキャンプブームで、テレビや雑誌などマスコミにも毎日のように大きく取り上げられるとともに、これまでオフシーズンと言われていた冬場を含め、四季を通じた利用や、個人での「ソロキャンプ」の利用も増えています。こうした中、賑わいを見せていた全国のキャンプ場も、新型コロナウイルス感染症の国の緊急事態宣言を受けて要請に対応して、スノーピークの直営キャンプ場を例にとりますが、これも休業をするキャンプ場もありましたが、そもそもキャンプ場は、宿泊観光施設として、3つの密、「換気の悪い閉鎖空間」、「大勢が集まる密集空間」、「間近で会話する密接空間」とは対局の施設であり、現実、緊急事態宣言解除後は各キャンプ場とも、お客さんは以前の状態に戻っていると聞いています。次に、大きな事業費を心配しておられると思いますが、建設費合計で約7億1,096万円の財源としては、国の補助金が2億4,684万円で、地方交付税が1,190万円、過疎対策事業債が3億2,000万円で、さらに基金が1億3,200万円となっており、一般財源は、直接的なものはほぼゼロであり、過疎債の7割は後年、地方交付税の基準財政需要額に算入されますので、この事業が町の後年度の財政運営に大きな負担を強いるというものでは決してありません。また、5月21日から再開後の道の駅の売り上げ等を見ても、前年度並みで今推移しており、新型コロナウイルスがキャンプフィールドやビジターセンターの収支見通しに大きな影響を与えるとは考えておりませんし、むしろこの事業により、阿武町に人を呼び込み、農林水産業の生産を向上し、道の駅をはじめ町内全域の売り上げを伸ばす事で、地域内循環を促進して、町内のさらなる魅力増進と地域活性を高めようとしているものでありますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、3点目の「発熱外来を自家用車で受診できない方への対応」でありま

すが、本町は、高齢化率が50%を超えて、独居や高齢者のみの世帯や運転免許証返納者が増えている事や、さらに支援者となる親族がおられても、近隣市町村に住んでいらっしゃる方なども多い事から、町としても、こういった支援者による受診支援がない方への対応について協議をいたしたところであります。こうした中、このたび開設された発熱外来の受診も、基本はドライブスルー方式で、自家用車以外での受診者は、仮設ハウスでの待機となります。高齢で発熱のある方が、本町から萩市の萩市休日急患センターまで行くには、距離もあり、体力的、あるいは精神的にも大変なご労苦を強いる事になってしまいます。そこで、町としては、新型コロナウイルス感染症に感染の疑いがある発熱等の症状のある方で、親族間等で受診支援者がいらっしゃらない方に限って、感染予防対策を施した町の公用車で受診対応を行う事としておりまして、帰国者・接触者外来受診についても同様の取り扱いをする事といたしております。具体的には、現状、現時点では健康福祉課の福祉車両に飛沫感染防止シートをして対応するわけでありますが、先日の6月1日開催の臨時議会においてご議決いただきましたが、感染者運搬用車両の購入につきまして、この車両の購入後は、その車両での対応となります。こうした事で、支援者が身近におられない住民の方のご不安を少しでも軽減できればと思うところでありますが、何より、日頃からご親族と緊急時の対策について町との連携を密にし、ご相談いただき、必要な支援について情報提供をいただく事が大切であると思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、伊藤議員からご質問がございました「町制65周年記念事業八代亜紀アコースティックコンサート」についてお答えいたします。

まず、チケット販売から現在までの経緯について簡単にご説明いたします。このコンサートは、3月7日に開催を予定しておりまして、昨年12月3日から

町内の販売を開始したところです。販売は非常に好調で、2月上旬までに480枚を販売しておりました。開催に向けて準備をしておりました2月中旬には、新型コロナウイルスの感染対策が本格化して参りまして、関係者と協議を重ねた結果、2月27日に8月22日へ開催延期をする事を発表したところです。チケットはそのまま利用できるとしておりますので、販売数のおよそ2割にあたる95枚分は払い戻しをしましたが、8割の方がそのままチケットを持っておられます。その8割の方はほとんどが町内の方であり、皆さんがとても楽しみにしておられる結果だと強く感じているところです。伊藤議員は、コンサートは中止した方がよいのではないかとのご意見ですが、今年度の大きな行事等はいずれも延期または中止になっている状況であります。国のコンサート等の開催基準は、7月末までは、5,000人または入場者数を定員の50%とするとなっております。8月以降の基準は今後発表されるのではないかと考えておりますが、現在の基準では町民センター文化ホールの場合、定員の50%で約250人の入場者制限となります。現在、コンサートをどのように扱うか、プロモーター等関係者と検討しているところでありますが、考えられる方法は次の3つあると考えております。1つは、入場者を50%として、2回公演するという案です。この案は、2回公演が、演奏家の立場から可能かという事もありますし、経費の大幅な増大が考えられる事、チケットは既に販売済であるという事から、入場者を50%に制限する事はかなり難しいと思われまます。2つは、再延期するというものです。再延期する事は非常に心苦しいのですが、既にチケットが完売している他の多くのコンサートでも延期される場合が多くあります。再延期する場合は、決定が早ければ追加の経費は必要ありません。ただし、チケットの払い戻しを希望される方への払い戻しも必要となります。最後は、議員がおっしゃるように中止するというものです。この場合、双方で多くの協議が必要となりますが、プロモーターや演奏家等への補償が、当初の演奏委託料と同程度必

要な場合も少なくないという事を聞いております。また、当然の事ではあります。385枚のチケットの払い戻しを行います。以上を踏まえて、もう少し時間をいただき検討したいと考えております。方針を決定しましたら、速やかに様々な方法で周知を図りたいと考えております。ただ、他の行事でもいえる事ですが、芸術やスポーツは人間の活動で必要なものであると考えておりますので、今後の行事のあり方について様々な方面から検討して参りたいと考えております。以上、伊藤議員のご質問へのお答えといたします。

○議長 3番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番、伊藤敬久議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。3番、伊藤敬久君。

○3番 伊藤敬久 最初にコンサートの件ですが、今教育長は3点ほど検討しておるという事をお聞きいたしました。まあ、このコンサートについては、町民の方が非常に楽しみにしておられるコンサートだと思っておりますが、私としては、まあコロナ感染症に罹らないような体制をしっかりと取り組んでいただきたらと思います。そこで、提案ですが、出演者やスタッフの皆さんが、今抗体検査をやっておられます。国は。それでまあそういう方に対してはですね、PCRまたは抗体検査をしてですね、陰性であるという事を確認された上での延期でやられた方が良いのではないかという事を今思っておりますので検討をしていただきたらというふうに思います。

それから、キャンプフィールドの件でございますが、町長は、阿武町の縁側事業で人を呼び込んで阿武町の活性化にやっていくんだという事を言われましたが、計画された宿泊試算でいいますとですね、年間2,860組、これを月別になると約240組、週では60組、今コロナウイルスで不況の中、また新しい生活様式を取り入れた生活の中で、本当にそれだけの計画どおりの方が阿武町に来てくれるかなという事が非常に心配です。もし来てくれなければ作った後の

管理運営費はあるわけです。その負担も小さくないと思いますのでその辺はしっかり検討をして、その目標の利用者をどのように確保されていくのかお聞きしたい。お聞きします。

○議長 教育長。

○教育長 今ご提言がございました検査等の事につきましては、また教育委員会内でも、また関係者と検討して参りたいと思います。なお、コンサートを実施する際には、来られた方、観客の方につきましては、万全の対策をとっていききたいと思います。マスク着用、そして手指の消毒、それと検温、当然連絡先等ももう一度確認いたしますし、そういう対策を十分とって開催できるものなら開催していきたいと考えております。以上でございます。

○議長 町長。

○町長 今キャンプフィールドの話で、まあ今もともと計画しております宿泊がこのとおり目論見どおり見込みがあるのか、あるいはどういった形でそれを確保していくのかというふうな事ではありますが、先ほども申しあげましたように、そもそも今時代は新たな生活様式というふうな事が求められておまして、そうした中で、我々も初めの頃には窮屈だなというふうな事もありましたけども、段々とそういった事が習慣的になってきて、あまり人が多く集まる密接に集まるような所には行きたくないなというふうなそんな感情が生まれてきたのも事実だろうというふうに思っております。特に、部屋の中にこもって一室にこもって、まあ例を挙げたら悪いですけども、本当にたくさん人がいる劇場であるとか映画館であるとか、そういった所にはあまり行きたくない、頻繁には行きたくないという感じがあるわけではありますが、キャンプフィールドというのは、正にその対局にあるというふうに思っております。そして、また色々なアクティビティを使った楽しみ方、用はなしにこの広い空間の中でそのここで例えば撮影を楽しむ、キャンプを楽しむ、そういった生き方が正に新たな生

活様式の一部になっていくんじゃないかと私は思っております。テレビを見ますと、私テレビを見る時に、ニュースとかでも見るときにどこを見ているかという背景を見ているんです。後ろのセットを。ぜひ見てください、セットを。今テレビで色々な何かニュース番組とか色々あります。その時にぜひ後ろのセットを見てください。そのセットを見ると、こういうピカピカの机とかありません。壁も、クロスで張ったような壁はありません。ありませんとは言いませんが少ない。どんなのが多いかというと、木の地肌が出た映像、杉板を貼ったようなもの、自然の木を組み合わせたようなもの、コロナウイルスの大阪府知事の発表もあの机なんかも羽目板を張ったような演台です。そういうふうな形ですね、今時代はそういったところに回帰しようとしている。そういう時代に今なりつつある。それは随分、何年か前からそういう形になっている。それが第三次キャンプブームにつながっている。正に大きなトレンドがそこにある。そこをやはり我々は見ていかなければならない。今までの概念とは違う物が今生まれつつあるし、今このコロナによってそれがなお加速しておる。そこをきちっと見なければいけないと思います。ですから、まあ阿武町にキャンプフィールド、あるいはビジターセンターを作った時に、フィールドの作り方も大事でありますし、またそれに加えてビジターセンターで案内するアクティビティであったり、あるいはそこにあるコンテンツ、そういったものがどういうふう自然と調和したものに溶け込んでいくかが、そういうふうな事が今からうんと努力しなければいけませんけども、やはりそういう視点を持った中でセットすれば私はしっかりと採算のとれる施設になってくるというふうに思いますし、そのような視点で今から努力をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 3番、再々質問はありますか。

(3番、伊藤敬久議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。3番、伊藤敬久君。

○3番 伊藤敬久 今、町長が言われましたキャンプフィールドについては、3密の生活ではなくその反対側にあるというふう言われました。まあそういうふうになって進んで地方へ人が来てくれる状況になれば私は非常に良いと思いますが、それもなかなか難しい事だろうと思います。まあしっかりとPRなり対策を考えてですね、この計画が着実に実行されたものになるようにご努力をお願いして私の質問を終わります。

○議長 これをもって3番、伊藤敬久君の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 13時47分

再 開 13時57分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第1号から日程第12 議案第9号

○議長 続きまして日程第4、議案第1号、阿武町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例から、日程第12、議案第9号、令和2年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）までを一括議題とします。

まず、議案第1号、阿武町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、阿武町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、についてご説明いたします。これは、行政手続き等における情報通信技術の利用に関する法律の一部改正に合わせて今回改正するものであります。それでは、2ページの新旧対照

表によりご説明いたします。まず、第6条の書面審査につきましては、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律とする法律名及び簡略名の変更と、法律の改正に伴う条ズレによるものであります。また、第10条の手数料の額等についても、法律名の改正に伴う簡略名の変更と法律の条ズレに伴う改正であります。なお、この条例の改正は、公布の日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、議案第2号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長** 議案書3ページをお願いします。議案第2号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、について説明します。これは、主には学校薬剤師の報酬を変更するものです。4ページの新旧対照表でご説明いたします。表の最下段の学校薬剤師の欄ですが、これまでは年額56,000円でした。学校薬剤師は萩市薬剤師会から派遣されていますが、萩市内の学校にも派遣されますし、薬剤師会からの要望もありましたので、萩市と同額の年額120,000円とするものです。表記の変更については、国の交付税基準額が145,000円ありますが、報酬額は市町村長が定める事になっていますので、145,000円以内で町長が定める額、と改正をお願いするものです。なお、校医と学校歯科医についても、同様に表記を変更するものですが、報酬の支払額は今までと同じ190,000円です。執務手当と管理手数料も同様です。以上で終わります。

○**議長** 続いて、議案第3号、阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○**健康福祉課長** 議案書の5ページをお願いします。議案第3号、阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、について説明します。今回の

一部改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した事、または感染が疑われる症状が現れている事により療養し労務に服する事ができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して一定期間に限り傷病手当金を支給するため山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正される事に伴う一部改正と、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第3条に規定する健康の保持、増進に関する事項を加えるものです。6ページをお願いします。この改正により、新旧対照表のとおり第2条第1項第9号を、広域連合条例第2条の2の傷病手当の支給にかかる申請書の提出受付とし、10号に前各号に掲げる事務に付随する事務、第2項に前項に定めるもののほか町は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う、を加えます。以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、議案第4号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○**健康福祉課長** 議案書の7ページをお願いします。議案第4号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例、について説明します。今回の一部改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した事、または感染が疑われる症状が現れた事により療養し労務に服する事ができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り傷病手当金を令和2年1月1日に遡及して支給するため、阿武町国民健康保険条例の附則第2項に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当金に関する事項を加えるものです。この改正による傷病手当金の支給額は、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる症状が現れた事により療養し労務に服する事ができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服する事のできない期間の内就労を予定していた日数に1日あたりの支給額の2/3をかけた額となります。なお、1日あたりの支給額は、直近の継続した3月間の給与収入の合計

額を就労日数で割ったものになります。傷病手当金の支給期間は、最長で1年6月までとなっております。給与収入の全部または一部を受ける事ができる間は傷病手当金は支給されません。なお、その受ける事ができる給与収入の額が国民健康保険傷病手当金より少ない場合はその差額を支給します。支給した差額は当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する事になります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第5号、令和2年度阿武町一般会計補正予算(第3回)、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の12ページをお願いいたします。議案第5号、令和2年度阿武町一般会計補正予算(第3回)についてご説明いたします。今回の補正額は、1,648万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を39億5,509万1,000円とするものです。なお、歳入歳出予算補正及び地方債の補正につきましては、別冊補正予算書の第1表及び第2表のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いいたします。説明は歳出からお願いします。補正予算書12ページ、1款議会費から、議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、児童福祉総務費、保健衛生総務費、診療所費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、林業政策費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、小規模治山事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、休業対策事業費、学校管理費(小)、給食センター費、学校管理費(中)、社会教育総務費、町民センター費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。8ページ、12款分担金及び負担金から、副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第6号、令和2年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の13ページをお願いします。議案第6号、令和2年度

阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第1回）について説明します。今回の補正は予算の総額に748,000円を追加し、予算の総額を6億9,295万2,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の40ページをお願いします。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○**議長** 続いて、議案第7号、令和2年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第1回）について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○**健康福祉課長** 議案書の14ページをお願いします。議案第7号、令和2年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第1回）について説明します。今回の補正は予算の総額に299,000円を追加し、予算の総額を5,903万8,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の54ページをお願いします。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○**議長** 続いて、議案第8号、令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○**健康福祉課長** 議案書の15ページをお願いします。議案第8号、令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について説明します。今回の補正は予算の総額に577,000円を追加し、予算の総額を6億5,997万7,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の68ページをお願いします。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○**議長** 続いて、議案第9号、令和2年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）について執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○**土木建築課長** 議案第9号、令和2年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）について説明します。今回の補正は予算総額に293,000円を追加し、予算総額を5,564万6,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の

78, 79ページをお願いします。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 以上で議案説明を終わります。

日程第13 委員会付託

○議長 日程第13、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第1号から議案第9号については、会議規則第39条第1項の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第9号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託する事に決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、この後午後2時50分より阿武町行財政改革等特別委員会が開催されますので、資料をご持参の上、委員会室へご参集ください。

本日は、これをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉会 14時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長

阿武町議会議員

阿武町議会議員

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 中 野 祥 太 郎

阿武町議会議員 市 原 旭